

第2次四街道市環境基本計画 (案)

平成26年 月

四街道市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画改定の背景及び改定方針	1
第2節 計画の基本的事項	4
1. 環境基本計画とは	4
2. 計画の目標年度	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の対象範囲	5
5. 推進主体及び推進体制	6
第2章 四街道市の特徴	8
第1節 社会環境、快適環境	8
1. 位置	8
2. 人口及び世帯数	8
3. 産業	9
4. 土地利用の状況	10
5. 交通の状況	11
6. 鉄道・バスの利用状況	12
7. 下水道の整備状況	13
第2節 生活環境、地球環境	14
1. 大気汚染	14
2. 水質汚濁	15
3. 騒音	15
4. ごみの処理	16
5. 地球温暖化	17
第3節 自然環境	18
1. 気象	18
2. 植物	19
3. 動物	19
4. 緑地	20
第4節 環境活動状況	21
第3章 計画の目標及び方向性	22
第1節 望ましい環境像	22
第2節 計画の体系	23
第3節 長期目標及び施策の基本方針	24
長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】	24
長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】	25
長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】	26
長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】	27
長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】	28

第4章 取組の展開.....	29
長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】.....	30
長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】.....	36
長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】.....	42
長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】.....	46
長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】.....	52
第5章 取組の推進方法.....	58
第1節 進行管理方法.....	58
第2節 主な施策の指標及び数値目標.....	59
第6章 資料編	
第1節 アンケート調査結果（概要）	
1. 調査概要	
2. 調査結果概要	
第2節 第1次四街道市環境基本計画の施策評価調査結果	
第3節 四街道市新環境基本計画策定に関する提言書	
第4節 四街道市環境基本条例	
第5節 四街道市環境審議会	
第6節 用語集	

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画改定の背景及び改定方針

本市は、平成10年に「自然と共生する 環境にやさしいまち」を基本理念とする「四街道市環境基本計画」を策定し、市民、事業者及び市が一体となって連携・協働することにより環境の保全及び創造に取り組んできました。

しかし、環境基本計画策定から15年が経過し、市街化の進展や、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少等により四街道市の特長である谷津田^{*1}や里山^{*2}の荒廃など自然環境の悪化が進んでいます。一方、生活環境でも下水道の整備により河川水質は改善しているものの、羽田空港の24時間操業に伴う航空機騒音の発生やごみの最終処分場を持たないことから更なるゴミの排出抑制が必要となるなど、新たな課題が浮かび上がってきています。

また、我が国における環境問題は、自動車の排気ガスによる大気汚染や、家庭から流される生活排水による水質汚濁などのいわゆる「都市・生活型」から、循環型社会の形成や地球温暖化対策をはじめとする低炭素型社会の形成など「地球規模型」へと焦点が移りつつあります。さらに、近年、頻発する集中豪雨による災害や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の間に「安全・安心」に関する意識が高まるなど、本市を取り巻く環境は確実に変化しています。

こうした社会経済情勢等の変化をとらえ、新たな環境課題に的確に対応し、地球にやさしい安全・安心なまちづくりを進めるための指針として、「第1次四街道市環境基本計画」（以下、「1次計画」という）を改定することとしました。

計画の改定にあたっては、国が目指す低炭素、循環型、自然共生の3つの社会の実現を柱とし、それぞれの社会を実現するために安全・安心な生活環境の下、市民参加型社会・地域協働社会の実現を目指すという構図を基本とし、「施策の体系」について継続的な見直し及び組み直しを行いました。

なお、改定作業は「四街道市環境基本計画策定に関する提言書（平成25年3月・環境基本計画策定まちづくり市民会議）」（以下、「市民提言書」という）、四街道市環境現況基礎調査結果、市民・事業者・小中学生への意識調査結果（以下、「アンケート調査結果」という）及び四街道市環境基本計画施策評価調査結果を参考にして行いました。

^{*1} 谷津田：台地などの縁辺部の樹枝状に侵食された幅の狭い谷に出来た湿地（谷津）の低地を利用した水田のことを指します。

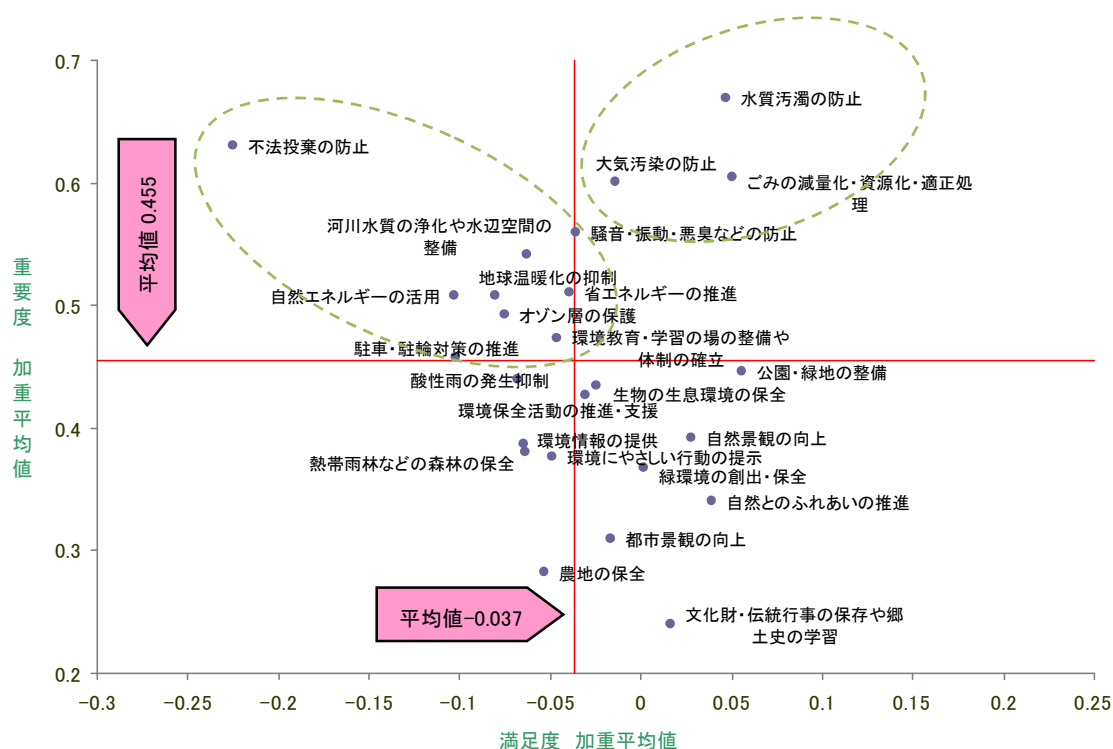
^{*2} 里山：さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念を指します。

●第1次環境基本計画策定後の四街道市、県、国の環境保全に関する主な取組●

年度	四街道市	千葉県	国
平成10年	第1次環境基本計画策定	「千葉県環境影響評価条例」制定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
平成11年	—	千葉県分別収集促進計画(H12～16年度)策定	ダイオキシン類特別措置法の制定
平成12年	—	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	「循環型社会形成推進基本法」制定
平成13年	市内循環バス「ヨッピー」運行開始	環境研究センター発足	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定
平成14年	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行	「ちば環境再生計画」策定	新生物多様性国家戦略策定
平成15年	—	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
平成16年	「四街道市総合計画」策定	「印旛沼流域水環境健全化緊急行動計画」策定	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定
平成17年	エコショップよつかいどう認定制度実施要綱策定	「千葉県アスベスト問題対策会議」設置	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)完全施行
平成18年	「四街道しみどりの基本計画」策定	「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要領制定」制定	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染等の一部を改正する法律」公布
平成19年	「四街道市市民参加条例」施行	「千葉県揮発性有機化合物排出及び飛散の抑制のための自主的取り組みの促進に関する条例及び「同条例施行規則」制定	戦略的環境アセスメント導入ガイドライン策定
平成20年	—	「千葉県計画段階環境影響評価実施要領」制定	「生物多様性基本法」制定
平成21年	「四街道市一般廃棄物処理基本計画」策定	「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正(空港整備法及び航空法の改正に伴う改正)	微粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準告示
平成22年	クリーンセンター大規模改修工事完了	「千葉県分別収集促進計画」(H23～27年度)策定	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催
平成23年	四街道市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱策定	「千葉県バイオマス活用推進計画」策定	東日本大震災発生、福島第一原子力発電所事故発生
平成24年	四街道市安心で安全なまちづくり条例施行	「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」策定	「原子力規制委員会」の発足

資料:四街道市例規集、平成23,24年度千葉県環境白書及び平成25年度環境白書(環境省)より作成

●市民による第1次環境基本計画の施策評価●



加重平均値の算出方法

アンケートの回答に以下の評点を与え、加重平均値を求めた。

重要=1.0、やや重要=0.5、どちらともいえない=0.0、あまり重要でない=-0.5、重要でない=-1.0

満足=1.0、やや満足=0.5、どちらともいえない=0.0、やや不満=-0.5、不満=-1.0

資料：アンケート調査結果より作成

市民に第1次環境基本計画の推進施策について、満足度と重要度を聞いたところ、全体的に満足度が低い結果となっており、環境保全に対する各施策を有効かつ効率的に行っていくことが求められています。

●満足度と重要度が高く、現状の水準を維持しつつ継続的に改善を行っていく施策

「水質汚濁の防止」、「ごみの減量化・資源化・適正処理」、「大気汚染の防止」

●満足度が低く、重要度が高い、今後重点的に改善していく必要がある施策

「不法投棄の防止」、「河川水質の浄化や水辺空間の整備」、「騒音・振動・悪臭などの防止」、「地球温暖化の抑制」、「自然エネルギー(再生可能エネルギー)の活用」、「省エネルギーの推進」、「環境教育・学習の場の整備や体制の確立」

1. 環境基本計画とは

四街道市環境基本計画とは、四街道市環境基本条例（平成9年9月29日制定、条例第15号）の規定に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画で、市の環境行政のもっとも基本となる計画です。

【四街道市環境基本条例の基本理念】

第3条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。

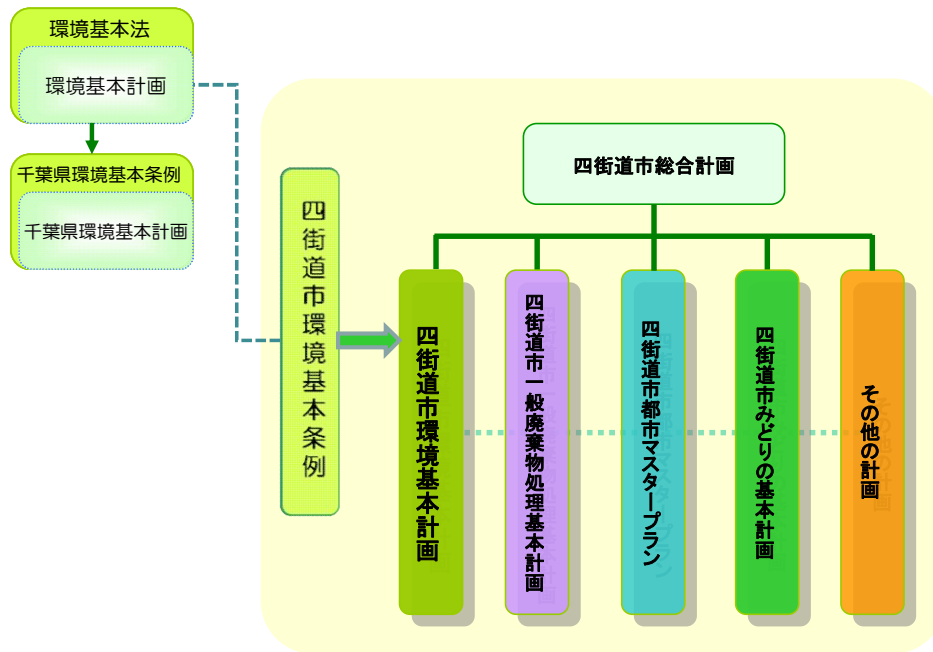
3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

2. 計画の目標年度

平成26年度を初年度とし、平成35年度までの10年間に取り組むべき施策を定めます。なお、社会的状況を勘案し、5年後の平成30年度に見直しを行う予定です。

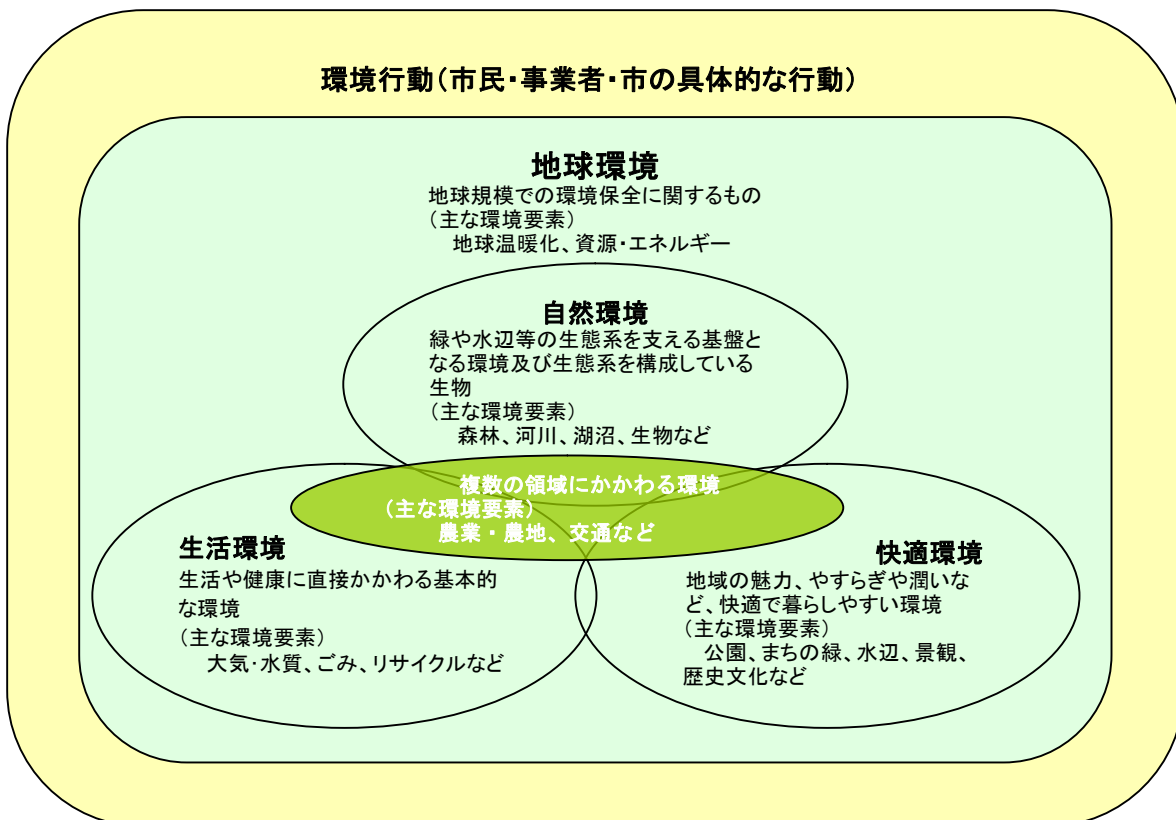
3. 計画の位置づけ



4. 計画の対象範囲

本計画では、本市の行政区域全域を対象地域として設定し、以下に示す分野・要素を対象とします。

なお、国・千葉県・周辺自治体など関係機関と協力する必要がある事項については、連携・協調を図ります。



5. 推進主体及び推進体制

本計画の推進主体は、市民・市民団体、事業者、市の三者とします。

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において、環境保全等の取組を推進していくことが期待されます。

市民・市民団体、事業者、市は、快適な環境の創出のためのそれぞれの役割を果たすとともに、本市のよりよい環境の創出や、それぞれ個別では解決できない環境課題に対応するために、三者が一体となって取り組むように努めます。市は三者協働の橋渡しをするための施策や事業を推進し、パートナーシップの構築を進めます。

●推進主体の役割●

市民・市民団体

- 環境を保全するための取組の自発的な推進
- 日常生活における環境配慮
- 市の環境の保全に関する施策への協力

事業者

- 事業活動及び事業活動に係る製品等の使用・廃棄による環境への負荷の低減に資するための必要な措置
- 環境を保全するための取組の自発的な推進及び事業活動を通じて得た環境の保全に関する情報の提供
- 市の環境の保全に関する施策への協力

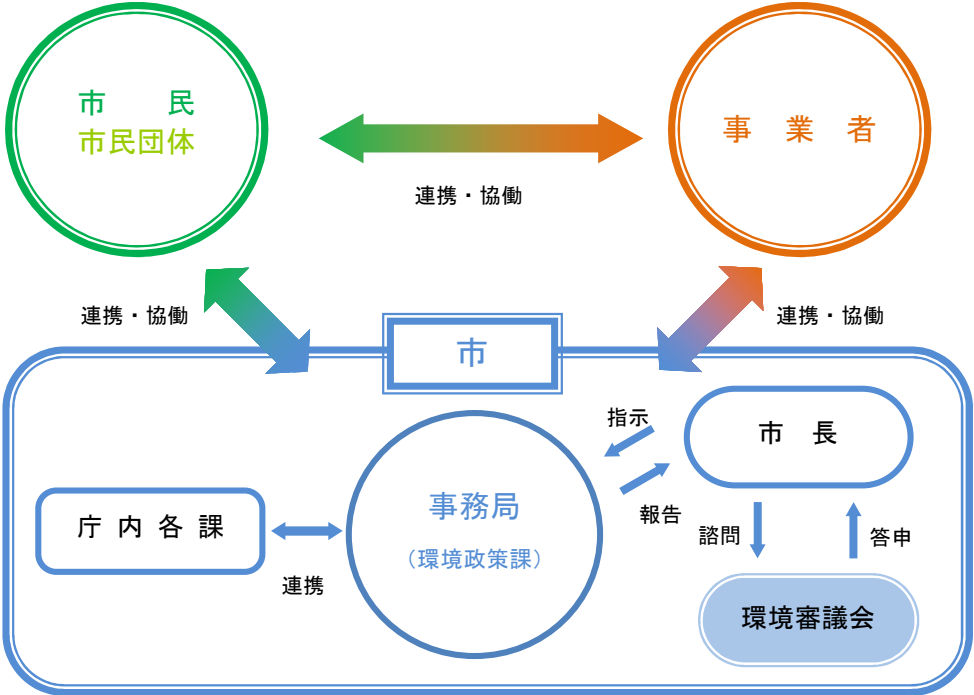
協働

環境の保全に関する施策や
取組を推進するために、
相互に連携・協力

市

- 環境を保全するための施策の策定及び実施
- 市民・市民団体、事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動に対する支援
- 市民・市民団体、事業者との連携及び協力体制の構築

●環境基本計画の推進体制●



第2章 四街道市の特徴

第1節 社会環境、快適環境

1. 位置

本市は、千葉県の北部に位置しており、千葉市、佐倉市に隣接し、東京都心へ40km圏内にあります。市域は東西7km、南北9km、面積は34.70km²です。



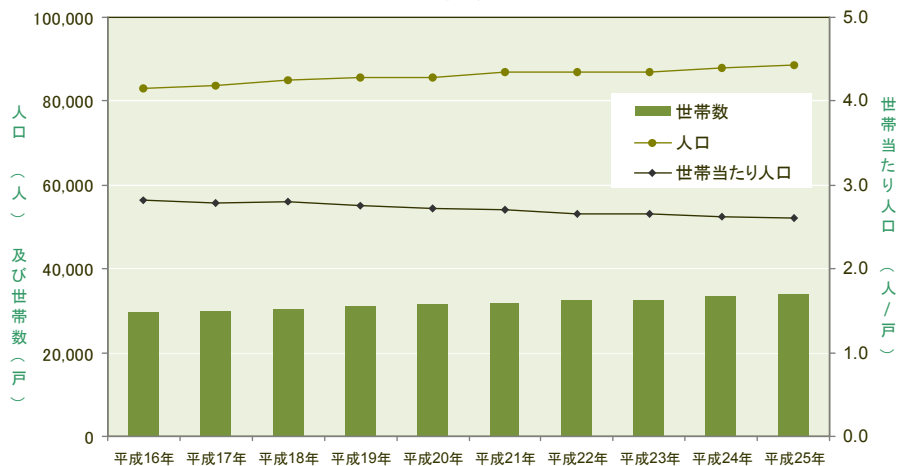
2. 人口及び世帯数

本市の人口は、現在も人口が増加し続けており、平成25年には88,577人となっています。一方、世帯当たりの人口は減少しており、少子高齢化に伴う少人数世帯及び単身世帯が増加しています。

また、平成22年国勢調査の結果から、本市の人口を年齢別にみると、65歳以上の高齢者割合が23%を超えており、全国と同様の傾向がみられます。

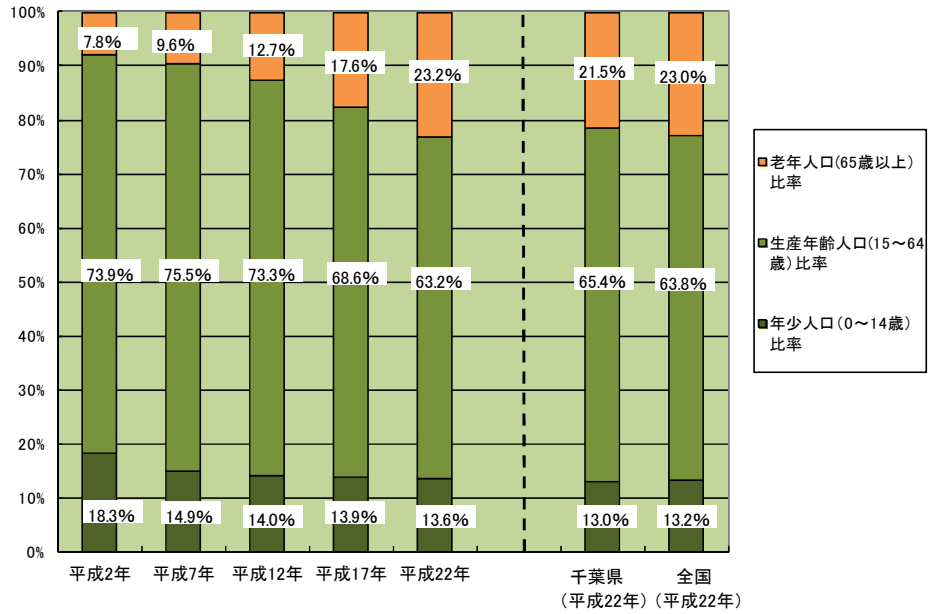
なお、将来的には本市の人口は平成30年度で92,000人、平成35年度で93,000人と予測しています。

●人口及び世帯数の推移●



資料：平成24年版四街道市統計書(常住人口の推移・各年1月1日現在)

●人口構成比の推移と千葉県・全国との比較●

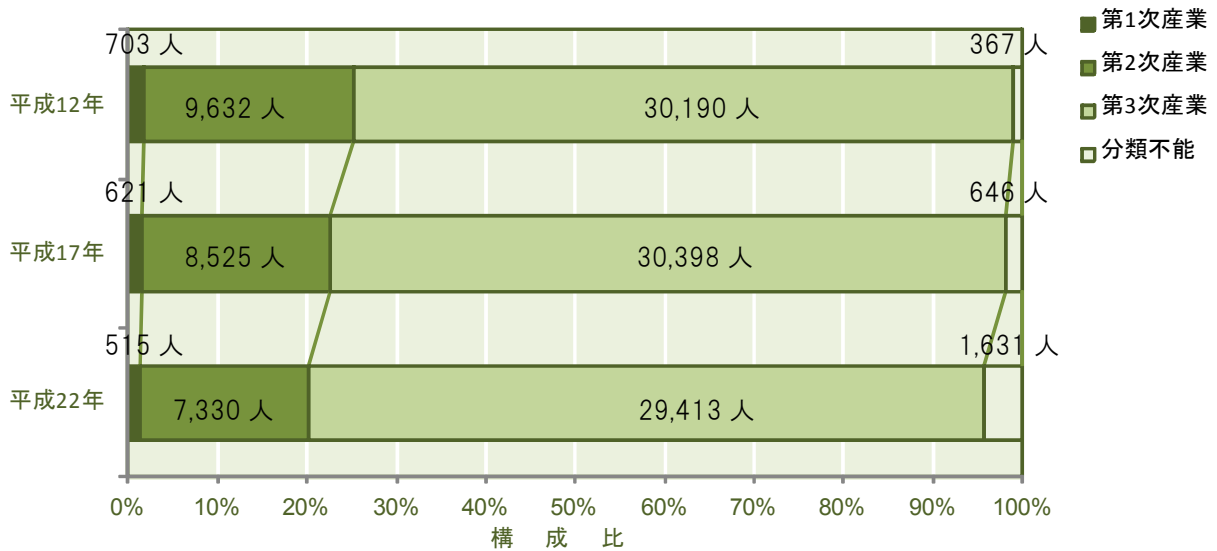


資料:平成22年国勢調査(総務省)

3. 産業

本市の産業別就業者割合をみると、第1次産業と第2次産業が年々減少しています。

●就業者数及び割合の産業別推移●



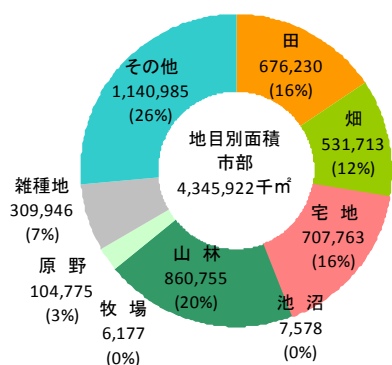
資料:平成24年四街道市統計書

4. 土地利用の状況

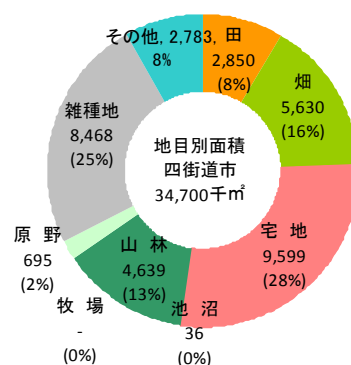
本市の土地利用は、平成24年時点で宅地と雑種地（資材置場や駐車場など）が53%、農業的土地利用（田・畑）が24%、自然的土地利用（山林や原野）が15%を占めています。しかし、千葉県の市部と比較すると、宅地と雑種地が多く、山林と農地が少ない状況です。

また、土地利用の推移では、畑、山林、原野がわずかに減少し、宅地、雑種地がやや増加しています。

●土地利用面積の割合●



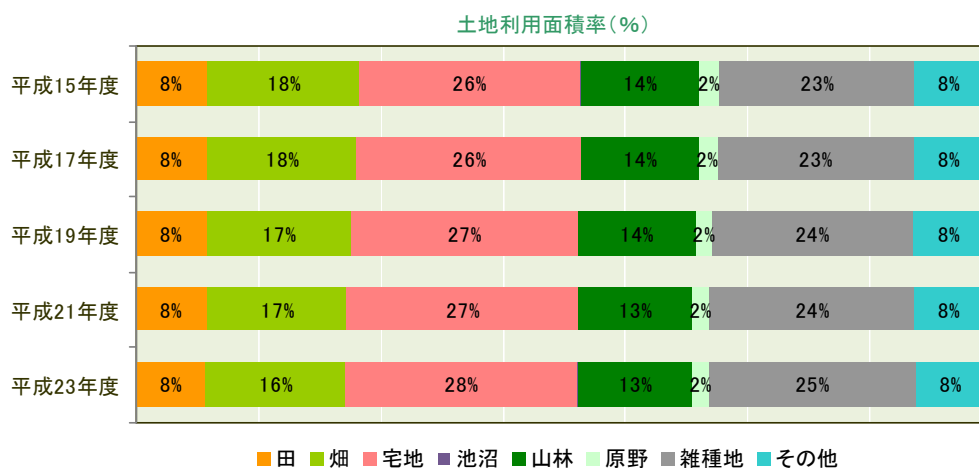
地目別面積（千葉県市部）



地目別面積（四街道市）

資料：千葉県勢要覧 平成24年版（第2編 市町村編）

●土地利用面積の推移●



注) 各項目の数値は小数点以下を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合があります。

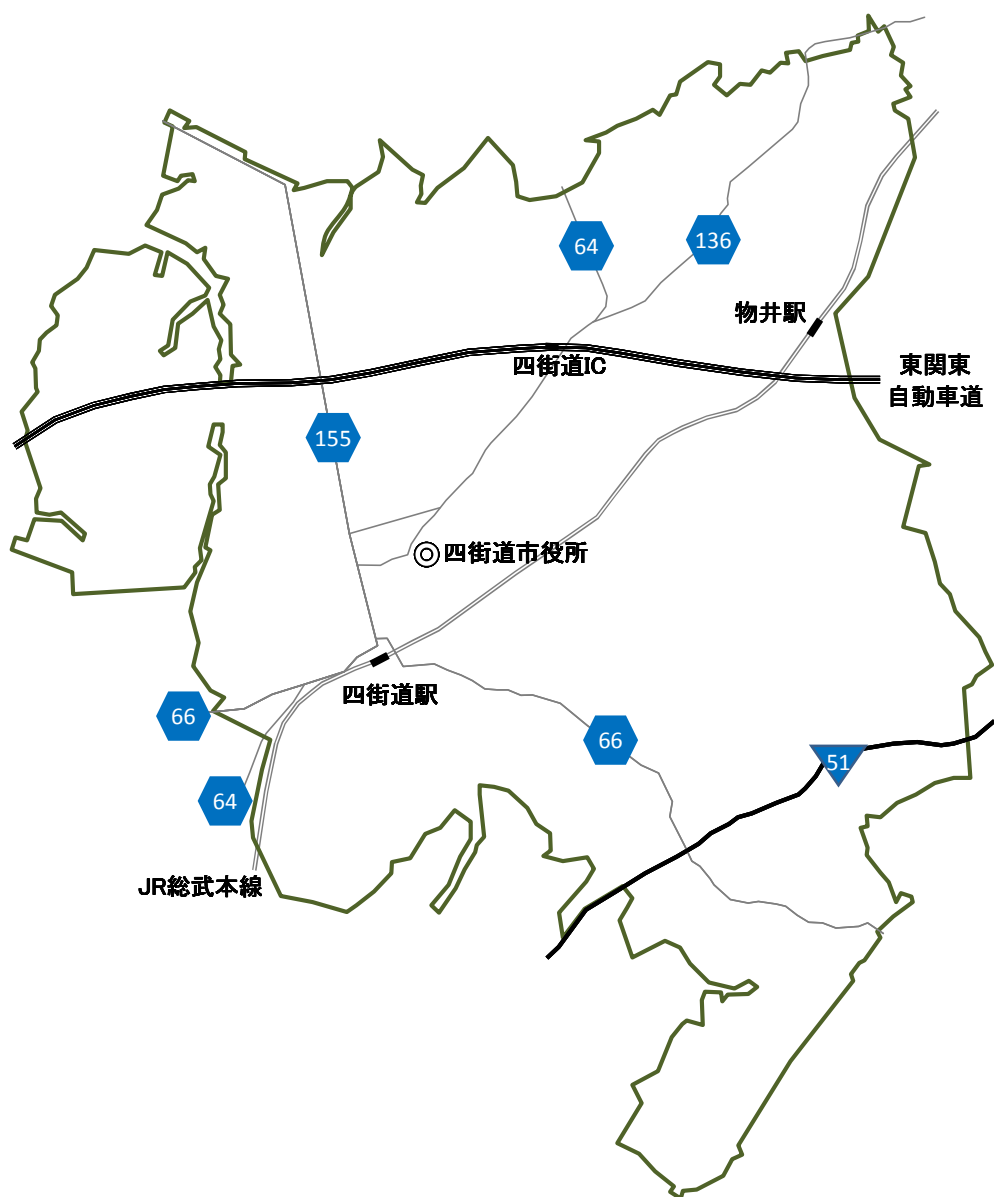
資料：平成24年版四街道市統計書より作成

5. 交通の状況

本市には、JR 総武本線が市域の中央を通過しており、四街道駅が南西側に、物井駅が北東部寄りに位置しています。北部を東西に東関東自動車道が通過しており、四街道インターチェンジは市役所から約 2km の位置にあります。

本市及び周辺の広域的な幹線道路としては、国道 51 号が市内南部を通り、千葉市と成田市及び茨城方面を結んでおり、それに交差するように主要地方道浜野・四街道・長沼線（県道 66 号線）が通り、JR 総武本線と平行に主要地方道千葉・臼井・印西線（県道 64 号線）が通っています。

●市内の主要交通網●

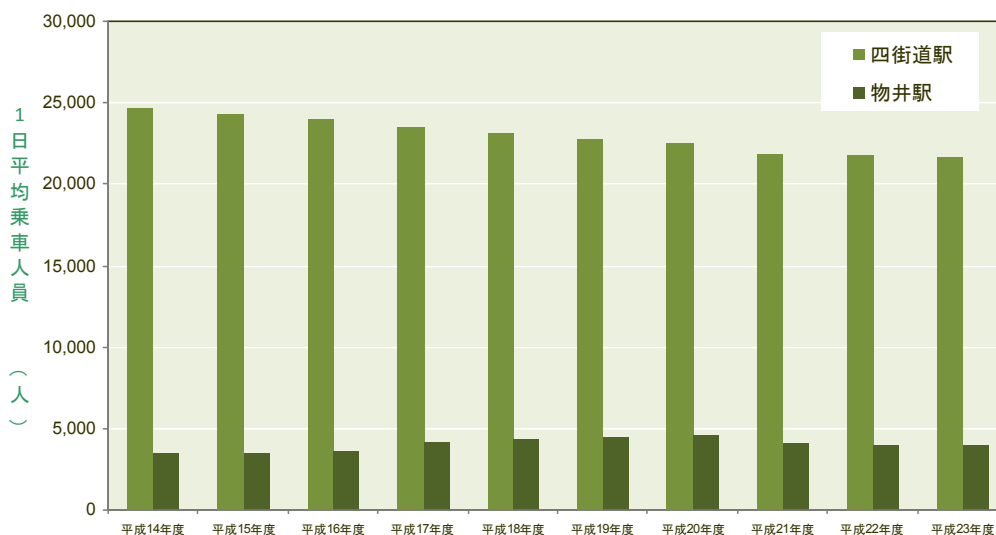


6. 鉄道・バスの利用状況

市内の主要な公共交通機関である JR 総武本線は、東京駅 - 銚子駅間を結ぶ鉄道路線であり、市民の通勤・通学の足として機能してきましたが、年々、利用者人数は減少傾向にあります。

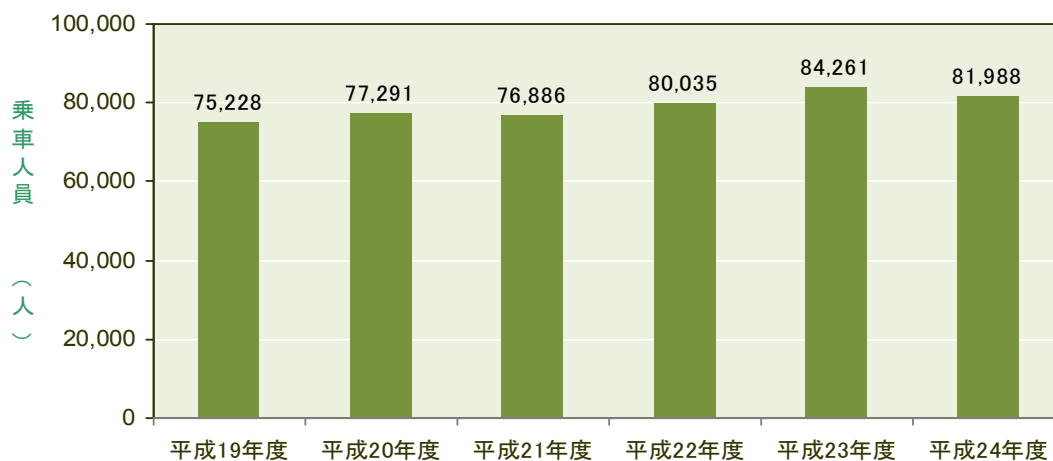
一方で、市内循環バス（ヨッピー）の乗降者人数は、緩やかな増加傾向となっています。

● JR 四街道駅及び物井駅の 1 日平均乗車人員 ●



資料：平成 24 年版四街道市統計書

● 市内循環バス（ヨッピー）乗降者人数 ●



資料：四街道市政策推進課資料

7. 下水道の整備状況

本市の下水道普及率は90%を超えており、全国平均（75.8%（平成24年3月31日現在））と比較しても高い普及率となっています。

●下水道普及率●

区分	市街地面積 (ha) (A)	排水区域 面積 (ha) (B)	整備区域 面積 (ha) (C)	処理下水量 (m ³) (D)	下水道施設下 水道管渠延(m) (E)	処理区域 人口 (人) (G)	普及率 (G/行政 人口)(%)	整備率 (C/B) (%)
平成17年	1,251	1,251	1,071	7,478,906	333,900	77,668	90.4	85.6%
平成18年	1,309	1,309	1,077	7,528,098	336,000	77,850	90.2	82.3%
平成19年	1,309	1,309	1,082	7,625,294	336,700	77,857	90.0	82.7%
平成20年	1,309	1,309	1,089	7,583,588	339,200	78,528	90.3	83.2%
平成21年	1,309	1,309	1,089	7,587,248	339,300	78,944	90.1	83.2%
平成22年	1,309	1,309	1,089	7,712,575	340,697	79,436	90.1	83.2%
平成23年	1,309	1,309	1,091	7,600,353	342,288	80,247	90.1	83.3%

注) (A)は下水道法による事業認可区域面積です。

(B)は都市計画法による事業認可区域面積です。

(C)は面整備事業を終了した区域の面積であり、告示により供用を開始している区域ではありません。なお数字はその年度までの総合計です。

(D)は各年度の年間排出下水量です。

(E)はその年度までの施工済管渠の総合計です。

資料:平成24年版四街道市統計書

1. 大気汚染

本市の大気汚染についてみると、二酸化窒素(NO₂)*¹及び浮遊粒子状物質(SPM)*²は、平成23年度の測定結果は環境基準を満足しており、年平均値は減少傾向にあります。しかし、光化学オキシダント*³については、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数が63日(310時間)あり、平成23年度の測定結果は環境基準を超えています。年平均値も顕著な減少傾向は見られず、さらなる大気環境の改善が必要です。

光化学オキシダントは、工場や自動車からの排出ガス量に起因します。本市には大規模な工場は立地しておらず、市内の主要な発生源は自動車の排出ガスであると考えられることから、自動車の効率的な使用や公共交通機関の利用促進が求められます。

●環境基準値達成状況【四街道市鹿渡測定局】●

項目	環境基準達成状況		用途地域	
光化学オキシダント	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	63	住居地域
		時間	310	
	環境基準値達成状況		×	
二酸化窒素	日平均値の年間98%値(ppm)		0.031	
	環境基準達成状況		○	
	県環境目標値達成状況		○	
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値(ppm)		0.063	
	日平均値0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無		無	
	環境基準値達成状況		○	

資料:千葉県環境白書(平成24年)

*¹ NO₂:1個の窒素原子(N)と2個の酸素原子(O)が結合して生成される気体。燃料等の燃焼により発生します。呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因等となるため、大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。

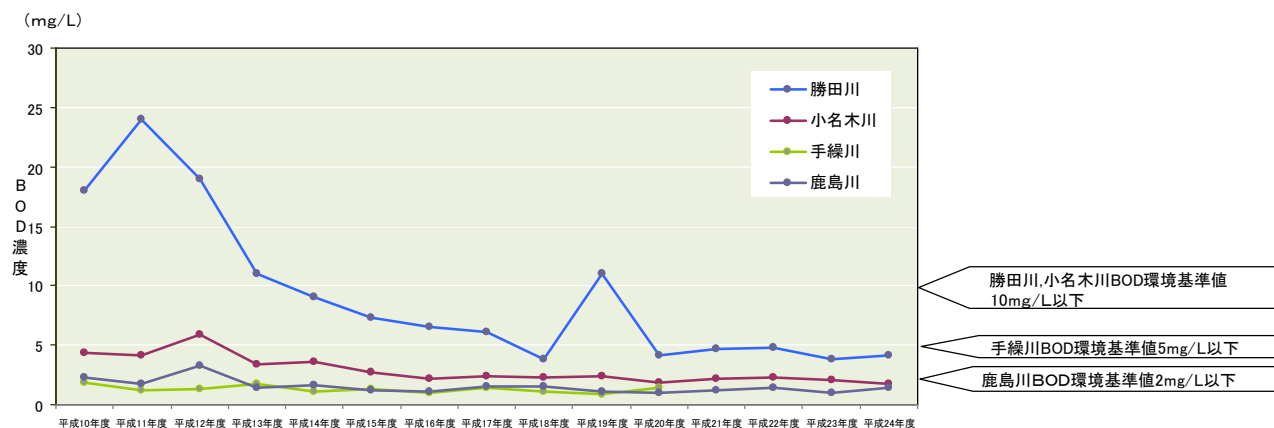
*² SPM:大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下のものをいいます。

*³ 光化学オキシダント:工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあります。

2. 水質汚濁

市内の河川を水質汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）^{*1}で見た場合、平成24年度では鹿島川（環境基準A類型：2mg/L以下）、手繰川（環境基準C類型：5mg/L以下）、小名木川及び勝田川（みなし環境基準としてE類型：10mg/L以下）と各環境基準に適合しており、良好な水質が維持されています。特に、勝田川は、年々、水質が改善されています。

●河川のBOD経年変化●



資料：平成24年度四街道市河川水質調査委託報告書

3. 騒音

①自動車騒音

市内では、市内の県道2路線の6地点で、自動車騒音の調査が行われています。

自動車騒音は昼間67～72dB（デシベル）、夜間62～70dBとなっています。

●自動車騒音調査結果●

路線名	測定地点	測定期間	等価騒音レベル(dB)		環境基準(dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
千葉臼井印西線	四街道市栗山 1082-62	H22.10.27~28	70	68	70	65
	四街道市四街道 3丁目 4-2	H20.12.11~12	69	66		
	四街道市栗山 990	H19.11.27~28	72	70		
	四街道市千代田 5丁目	H16.3.9~10	68	62		
	四街道市鹿渡 933	H23.10.11~12	67	63		
四街道上志津線	四街道市大日 368	H21.12.9~10	68	65		

資料：自動車騒音面的評価結果(千葉県)

^{*1} BOD: Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で値が大きいほど水質汚濁が著しいとされます。

②航空機騒音

羽田空港D滑走路の供用開始（平成22年10月）により、本市上空が新たな飛行ルートとなり、航空機騒音の発生が問題となっています。

千葉県が平成22年度から平成24年度までに行った航空機騒音調査では、本市の航空機騒音のうるささ指数（WECPNL）は、住居の用に供される地域における航空機騒音の環境基準「うるささ指数70以下」と比較した場合、供用後のすべての調査時期で基準値を下回る結果となりました。しかし、供用前のうるささ指数と比較すると、平成24年度調査の夏季に12以上の増加が見られました。

●航空機騒音調査結果●

調査年度	項目	うるささ指数（WECPNL） （一週間平均）		
		夏季	冬季	環境基準
平成22年度		44.7 ※	54.0	70
平成23年度		56.1	45.7	
平成24年度		57.4	—	

調査時期

平成22年度調査 ※供用前：平成22年9月30日～10月6日

冬季：平成22年12月8日～14日

平成23年度調査

夏季：平成23年8月3日～9日

冬季：平成23年12月13日～19日

平成24年度調査

夏季：平成24年8月6日～12日

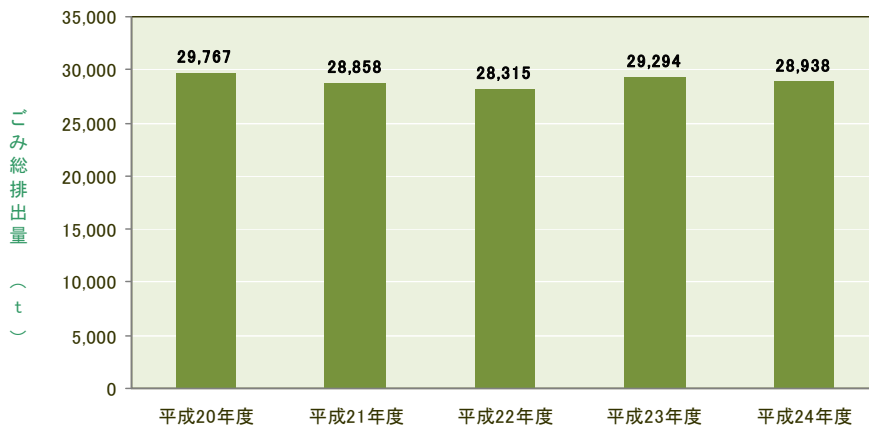
調査地点：四街道市立四街道西中学校

資料：羽田空港再拡張に伴う航空機騒音実態調査について（千葉県ホームページ）

4. ごみの処理

本市のごみの総排出量は、平成20年度に29,767tであったものが平成22年度には28,315tになり、経年的にも減少傾向にありましたが、近年はやや増加しています。

●四街道市のごみの総排出量●



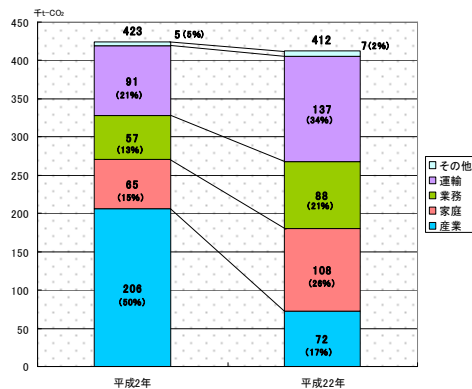
資料：四街道市ごみ処理量及び集団回収量より算出

5. 地球温暖化

温室効果ガス^{*1}のうち、本市の平成22年のCO₂総排出量は412千t-CO₂であり、平成2年から、3%減少しています。また本市の部門別CO₂排出量は千葉県や全国と比較して産業部門の排出割合が低く、家庭部門、運輸部門は高い傾向にあり、増加率も高くなっています。

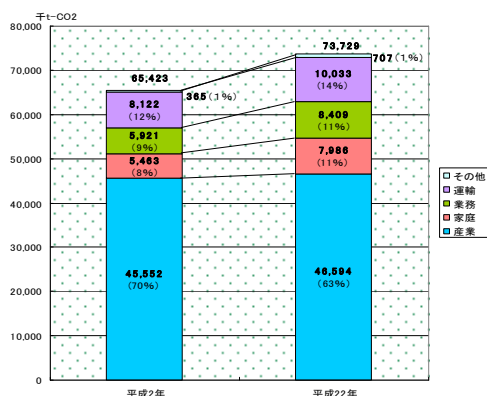
●四街道市、千葉県、国の二酸化炭素排出量推計値●

四街道市



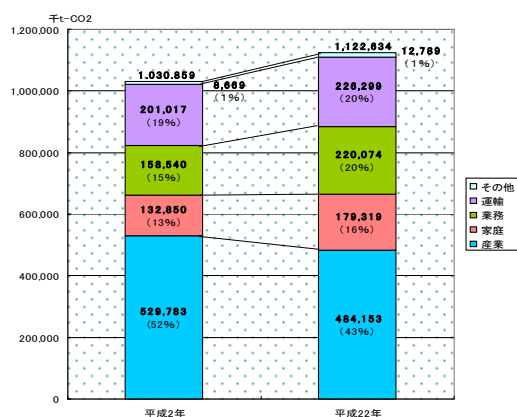
分野・部門	平成2年	平成22年	増減割合
一般廃棄物(その他)	5	7	40%
旅客自動車	53	91	72%
貨物自動車	34	41	21%
鉄道	4	5	25%
小計	91	137	51%
業務	57	88	54%
家庭	65	108	66%
製造業	189	61	-68%
建設・鉱業	13	9	-31%
農林水産業	4	1	-75%
小計	206	72	-65%
排出量合計	424	412	-3%

千葉県



分野・部門	平成2年	平成22年	増減割合
一般廃棄物(その他)	365	707	94%
旅客自動車	3,848	5,721	49%
貨物自動車	3,266	3,317	2%
鉄道	326	369	13%
船舶	682	625	-8%
小計	8,122	10,033	24%
業務	5,921	8,409	42%
家庭	5,463	7,986	46%
製造業	43,905	45,407	3%
建設・鉱業	1,137	624	-45%
農林水産業	510	564	11%
小計	45,552	46,594	2%
排出量合計	65,423	73,729	13%

国



分野・部門	平成2年	平成22年	増減割合
一般廃棄物(その他)	8,669	12,789	48%
旅客自動車	85,556	125,580	47%
貨物自動車	94,472	82,270	-13%
鉄道	7,258	7,567	4%
船舶	13,731	10,882	-21%
小計	201,017	226,299	13%
業務	158,540	220,074	39%
家庭	529,783	484,153	-7%
製造業	482,426	448,963	-7%
建設・鉱業	24,770	16,636	-33%
農林水産業	22,587	18,554	-18%
小計	529,783	484,153	-9%
排出量合計	1,030,859	1,122,634	9%

注)各部門の二酸化炭素排出量の推計値は環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(簡易版)(第1版)に示された推計手法に基づいて算出した数値です。

資料:環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)支援サイト部門別CO₂排出量の現況推計

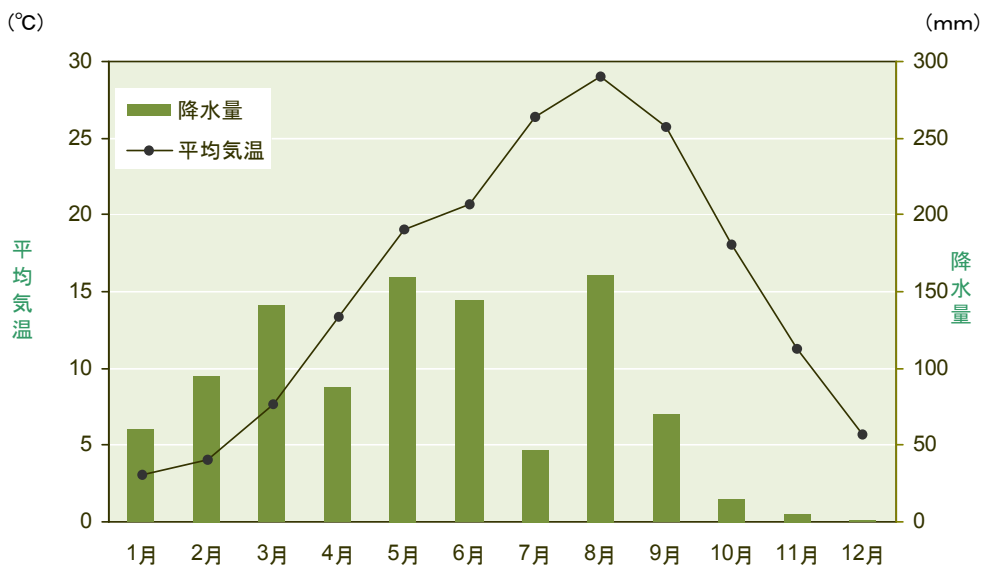
^{*1} 温室効果ガス:大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体の総称です。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄の6つを定義しています。

第3節 自然環境

1. 気象

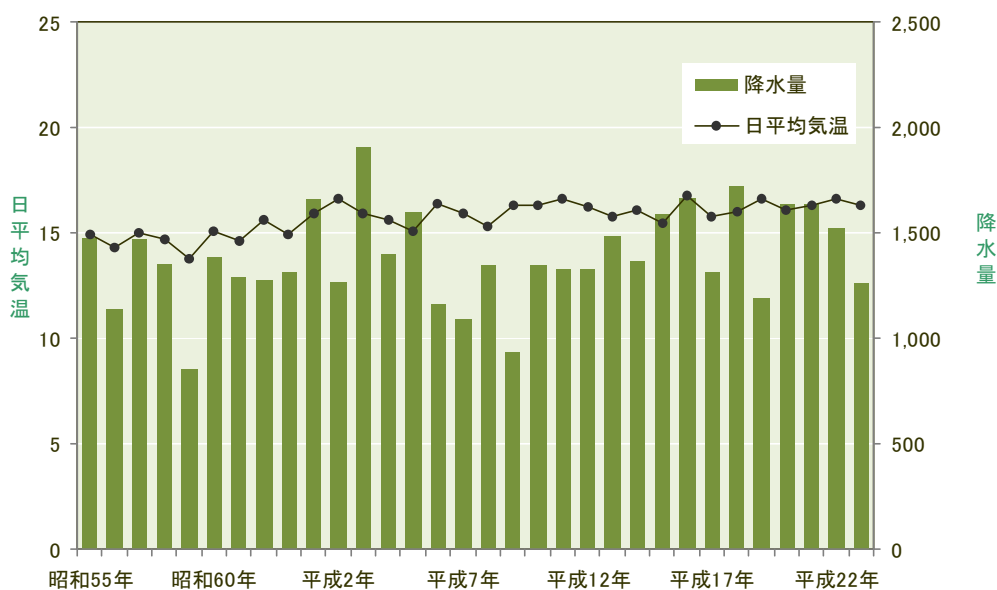
本市の気象は太平洋気候に属しており、季節別にみると、夏季に高温で、冬季に降水量が少ないという特徴があります。過去30年間の推移をみると、気温は16℃を超える年が多くなり、やや上昇傾向にあります。

●一年間の気温及び降水量（平成24年）●



資料:平成24年版四街道市統計書

●気温及び降水量の経年変化●



資料:気象庁ホームページ 気象統計情報 千葉特別地域観測所

2. 植物

「日本植生誌関東」（1986、宮脇昭編著）によると、本市の位置する下総台地は、ほとんど全域がシラカシ群集を潜在自然植生^{*1}としています。このほか、台地を浸食する河川沿いの沖積低地ではオニスゲーハンノキ群集、クサヨシーハンノキ群集、ジャヤナギーアカメヤナギ群集、タチヤナギ群集を潜在自然植生としています。沖積低地に接する台地の肩部ではスダジイーヤブコウジ群集を潜在自然植生としています。

平成 18 年に本市が実施した四街道市自然環境調査では 128 科 778 種の植物が確認されており、カタクリ、タコノアシなど 28 科 45 種の貴重種が確認されています。

また、福星寺のシダレザクラと天照皇大神社のモチノキが、千葉県的主要な巨樹・巨木に指定されています。

●市内で確認された植物数●

種類	確認種数	確認種のうち貴重種
シダ植物	70 種 (16 科)	5 種 (4 科)
裸子植物	9 種 (6 科)	3 種 (3 科)
被子植物	699 種 (106 科)	37 種 (21 科)

資料：四街道市自然環境調査業務委託報告書(平成 18 年 3 月)

3. 動物

平成 18 年に本市が実施した四街道市自然環境調査では 62 科 372 種の動物種が確認されており、ハヤブサ、ニホンアカガエルなど 31 科 46 種の貴重種が確認されています。また、千葉県の保護上重要な野生生物「千葉県レッドデータブック」動物編によると、千葉県の保護上重要な野生生物として、75 種類の野生動物が本市で確認されており、確認された野生動物のうち 45 種が鳥類となっています。

●市内で確認された動物種数●

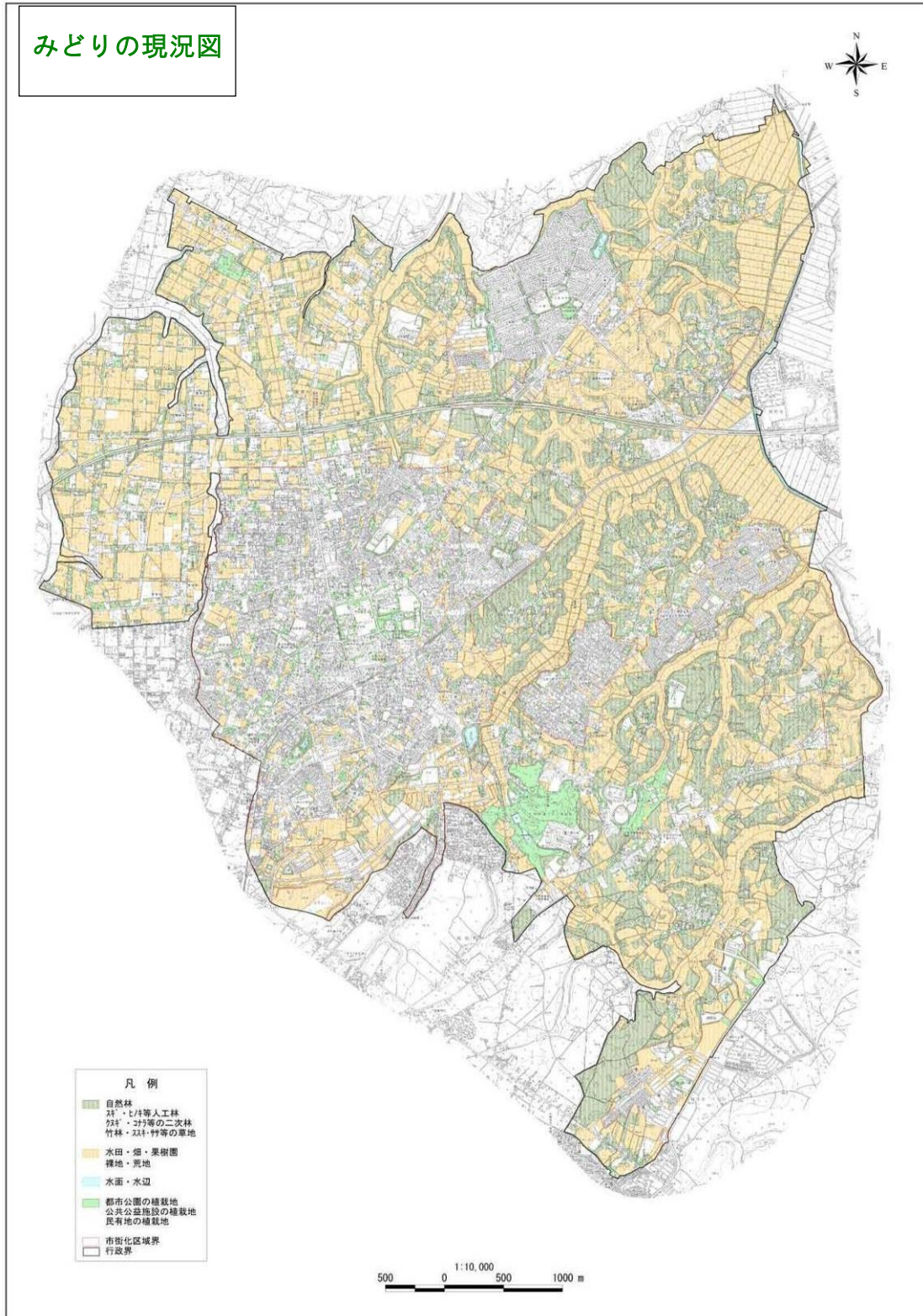
種類	確認種数	確認種のうち貴重種
鳥類	66 種(14 目 31 科)	34 種 (10 目 23 科)
昆虫類	275 種(10 目 7 科)	0 種 (0 目 0 科)
哺乳類	9 種 (5 目 7 科)	2 種 (2 目 2 科)
爬虫類	7 種 (2 目 4 科)	6 種 (1 目 3 科)
両生類	4 種 (1 目 3 科)	3 種 (1 目 2 科)
魚類	6 種 (4 目 5 科)	1 種 (1 目 1 科)
ニマイガイ類	1 種 (1 目 1 科)	0 種 (0 目 0 科)
マキガイ類	2 種 (2 目 2 科)	0 種 (0 目 0 科)
甲殻類	2 種 (1 目 2 科)	0 種 (0 目 0 科)

資料：四街道市自然環境調査業務委託報告書(平成 18 年 3 月)

^{*1} 潜在自然植生：伐採・植林・放牧・汚染など、人間の影響を一切停止したとき、生じると判定されるその土地の元々の植生のことです。

4. 緑地

市内の緑地は、南東部にやや偏った面的な緑地が広がっていますが、それ以外の緑地は点在しており、水田や畑が各緑地をつないでいます。また、市役所や四街道駅がある中心市街地や新興住宅地は緑地が少なくなっています。



資料: 四街道市みどりの基本計画 資料編

第4節 環境活動状況

千葉県では、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、里山活動協定が認定されており、市内では、4団体5箇所が、里山活動協定の認定を受けています。

●里山活動協定の認定状況●

認定年月日	里山活動団体名	里山活動協定の名称	活動内容	目的となる土地の所在	面積 (m ²)
平成 17 年 11 月 22 日	四街道ブレーパーク どんぐりの森	どんぐりの森 里山活動協定	下刈、伐採、自然観察会、森遊び	四街道市和良比字 中山 690	4,026
平成 20 年 7 月 17 日	四街道フォレスト	四街道フォレスト 里山活動協定	森林整備、自然観察、 環境教育、山菜・きのこ栽培	四街道市南波佐間字 山中山 196 番 1	8,469
平成 21 年 6 月 30 日			間伐、保育、自然観察、 環境教育、山菜及びきのこの 栽培	四街道市南波佐間字 山中山 209 番 1	9,117
平成 23 年 5 月 20 日	四街道里山の会	四街道里山活動協定	植栽・保育等の森林整備、 森林施業の技術研修	四街道市鹿渡字 木戸場 1126 番 1 他 1 筆	2,293
平成 23 年 6 月 21 日	特定非営利活動 法人 竹研究会	中台里山活動協定	竹林(森林を含む)整備、 景観整備、自然観察、 環境教育、竹林セラピーの実 践	四街道市中台字 長堀 652 番 1	3,024

資料：千葉県ホームページ



四街道フォレスト
みんなで地域づくりセンターホームページ

第3章 計画の目標及び方向性

第1節 望ましい環境像

四街道市環境基本計画の望ましい環境像は、四街道市総合計画の将来都市像ならびに基本目標、施策分野等と整合を図り、次のとおり定めました。

【四街道市環境基本計画の望ましい環境像】

『みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち』

本計画では「みどり」を自然植生の緑だけでなく、人の手が加わった公園などの市街地の緑も含めた総合的な概念として捉えます。なお、市民憲章においても、緑に関する項目(私たちはみどりを愛し、樹木や花の多い、きれいなまちをつくりましょう)が掲げられています。

(参考)四街道市総合計画について

平成26年度を初年度とする四街道市総合計画の基本構想では、「将来都市像」「基本目標」を次のように定めています。また、環境基本計画に関連する方向性として、基本目標4「みどりと都市が調和したうるおいのあるまち」において、①環境保全、②循環型社会、③住環境、④生活基盤といった施策分野を定めています。

【将来都市像】

人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道

【基本目標】

- 基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち
- 基本目標2 安全・安心を実現するまち
- 基本目標3 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち
- 基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち
- 基本目標5 にぎわいと活力にあふれるまち
- 基本目標6 とともに創る将来に向けて持続可能なまち

第2節 計画の体系

本市は、都心から40km圏内にありながら貴重な自然が残され、人々の生活と自然が接近していることが大きな特色です。この暮らしやすい本市の特色を将来の世代に伝え、守っていく責務が私たちにはあります。

そこで、本計画の望ましい環境像である「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を達成するために、市民、事業者及び市が一体となって環境保全・環境創造に取り組む方向性として下表のとおり5つの分野ごとに長期目標を設定しました。

また、四街道市環境基本計画を推進していくためには、市が担う大きな役割として、総合的かつ効果的に施策・事業を展開していく必要があります。そこで、この5つの長期目標の達成に向けて、施策の基本方針を下表のとおりに決めました。

● 計画の体系 ●

望ましい環境像	長期目標	施策の基本方針
みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち	(安全安心・生活環境分野) 1. 健やかに安心して暮らせるまち	①生活環境の保全対策 ②美しく快適なまちづくりの推進 ③暮らしやすさの向上
	(循環型社会分野) 2. 循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち	①3R ^{*1} の推進 ②ごみの適正処理の推進
	(低炭素社会分野) 3. 次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち	①省エネルギーの推進 ②温室効果ガス排出量の削減
	(自然分野) 4. 思いやりの心が育まれる自然豊かなまち	①自然とのふれあいの推進 ②生物多様性 ^{*2} の保全
	(環境教育・行動分野) 5. みんなで環境づくりに取り組むまち	①環境情報の提供 ②環境保全活動の推進 ③環境教育・環境学習の推進

^{*1} 3R:Reduce(ごみを出さない)、Reuse(ごみを再利用する)、Recycle(再資源化)の頭文字をとって3Rといいます。

^{*2} 生物多様性:地球上には約3,000万種ともいわれる多くの生物が生きています。これは生物が、生命の誕生以来、地球環境の変化と生存競争のもと、お互いに影響を及ぼし合いながら進化してきた結果であり、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史を持つ固有の存在です。こうした生物はまた、様々な環境でつながりあって生きています。こうした「固有性」と「つながり」を生物多様性といいます。

長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】

本市は生活環境が比較的良好な都市といえますが、寄せられた苦情のうち、野焼きの苦情と羽田空港の再拡張に伴う航空機騒音に関する苦情の割合が多い傾向にあることに加え、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことから生活環境について改善する余地が残されています。

また、安心して暮らすには、憩いとうるおいを感じることでできる緑地の整備や、道路施設のバリアフリー化の推進などが重要です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、私たちが暮らしていくうえで欠かせない生活環境の保全と、総合的な都市整備に取り組み、生活環境の保全と快適環境の向上の推進に向けた『健やかに安心して暮らせるまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①生活環境の保全対策

大気、水質、騒音等については千葉県や国等の関係機関への働きかけを含めた対策を図り、市民が健康で安心した生活を営める環境づくり及び生活環境の保全対策を推進します。

②美しく快適なまちづくりの推進

市民生活に安らぎやうるおいを与えるために、公園の整備、街路、住居、事業所での緑化、水辺空間の整備、違法駐輪対策などを実施し、美しく快適なまちづくりを推進します。

③暮らしやすさの向上

円滑な交通の確保、歩行者等が安全に利用できる道路づくりを進めるとともに、道路施設のバリアフリー化や排水対策の推進など、安心・防災面に配慮したまちづくりを進め、安全安心につながる都市整備を推進します。

写真又はイラスト

長期目標 2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムやライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会の構築に向けた取組は、現在避けることのできない課題となっています。また、本市には最終処分場がなく、焼却灰等のごみの焼却残渣の処分は、他の自治体に依存している状況です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が協調して廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、『循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち』を目指します。

●施策の基本方針●

① 3 Rの推進

3 Rの推進のために、不用品の交換の斡旋やエコショップ認定を継続するとともに、事業者には製造・流通過程での資材の再利用を働きかけ、ごみ発生量の削減を図ります。

また、自治会や子ども会などによる資源回収活動や資源回収団体への支援をはじめ、リサイクルシステムの整備を推進し、リサイクル率^{*1}のさらなる向上を図るとともに、マイバッグ運動や使い捨て製品の使用自粛などを市民に呼び掛け、廃棄物に関する3 Rに対する市民意識の向上を図ります。

② ごみの適正処理の推進

ごみの適正処理の推進のために、ごみの分別収集や再資源化について継続して検討を行い、最終処分量の削減を図ります。また、不法投棄禁止についての広報、監視員制度を活用した市内パトロールを行うことにより、不法投棄のないまちづくりを推進します。

写真又はイラスト

^{*1} リサイクル率:市で処理するごみ処理総量のうち資源回収物が占める割合です。

長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】

地球温暖化問題に代表される地球規模での環境問題に対応していくことは、これからの世代の責務となっています。また、東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故は、あらためて我々のエネルギー消費に関する意識を見つめなおす契機となりました。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が一体となって、地球温暖化対策に継続して取り組んでいくとともに、再生可能エネルギー^{*1}の導入など省エネルギーに取り組み、『次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①省エネルギーの推進

省エネルギー建築の推進、住宅用省エネルギー設備導入に対する補助制度活用の推進などによる省エネルギー設備の導入促進、省エネルギー行動の啓発などにより省エネルギーを推進します。

②温室効果ガス排出量の削減

公共施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度活用の推進などにより、身近な再生可能エネルギー資源の有効利用を促進します。また、公共交通機関の利用促進、エコカー^{*2}導入の推進、エコドライブの普及啓発等により、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

写真又はイラスト

^{*1} 再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど持続的に利用することができるエネルギー源から得られるエネルギーのことを指します。

^{*2} エコカー：一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車。電気自動車やハイブリッド車、一定の環境性能を備えたガソリン車及びディーゼル車のことです。

長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】

谷津田、里山など市内に残る自然環境は市民の安らぎの空間としての役割を持つほか、生態系をになう重要な要素です。わたしたち人間も生態系^{*1}を構成する一部としてこれらから多くの恩恵を受けていることから、自然環境を保全していくことはとても重要です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が協働して、森林、谷津田や里山の保全、農業の活性化に取り組み、生物多様性の保全に向けた『思いやりの心が育まれる自然豊かなまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①自然とのふれあいの推進

市民農園の利用促進を図るとともに、自然観察会等への支援を推進し、自然とふれあえる機会を市民に提供します。

②生物多様性の保全

生物の生息基盤となる森林・農地の所有者への支援を推進するとともに、里山、谷津田、河川を総合的に保全することで、良好な生態系を維持し、生物多様性の保全を図ります。また、生物調査等の実施により、本市に生息・生育する貴重な生物を把握するとともに、その保護について検討します。

写真又はイラスト

^{*1} 生態系：ある地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを示します。

長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】

環境保全への取組は、継続的な環境教育・環境学習が欠かせないものであり、教育現場、地域現場などすべての主体が一体となり行動、学習することが必要です。加えて、東日本大震災後は、地域のきずなの重要性があらためて見直され、地域活動に参加する機運が高まっています。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、NPO、地域コミュニティなど地域社会を構成するさまざまな主体との連携・協働を一層強固なものとし、環境教育・環境学習の推進に取り組み、『みんなで環境づくりに取り組むまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①環境情報の提供

環境白書の作成、インターネットを利用した環境情報の公開など、市民が利用しやすく分かりやすい情報を提供します。

②環境保全活動の推進

環境保全団体と市との連携を強化するとともに、環境保全団体同士のネットワークづくりを促進します。市民・市民団体、事業者、市が協働した環境保全活動の実現に向け、三者が交流できる場の整備を図ります。

③環境教育・環境学習の推進

環境家計簿の普及啓発、自然観察会等への支援や本市の環境に関する副読本の作成、環境学習プログラムの充実など環境教育・環境学習の推進を図ります。

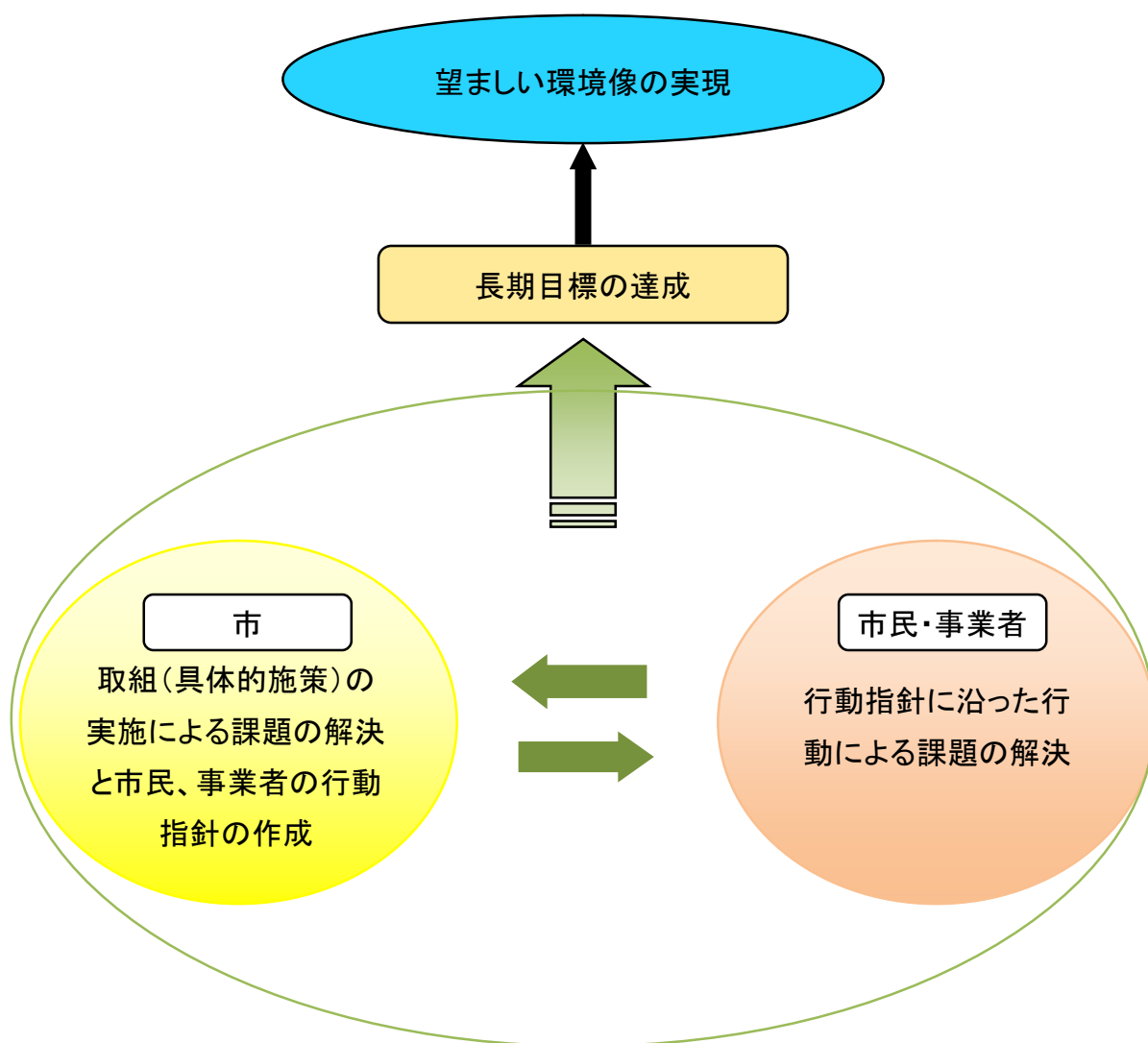
写真又はイラスト

第4章 取組の展開

本章では第3章で示した施策の方針ごとに現状と課題を示し、課題に対する取組として市の具体的施策、市民、事業者の行動指針について示しています。

望ましい環境像の実現のために、市は具体的施策の実施により課題の解決を図るとともに、市民、事業者は市の施策に対応する行動指針をこころがけることで、各分野の長期目標の達成をめざします。

なお、市民・事業者の行動指針のうち、まちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れた部分は〔※〕を付けて表記しています。



長期目標 1 【健やかに安心して暮らせるまち】

【施策の基本方針 1-① 生活環境の保全対策】

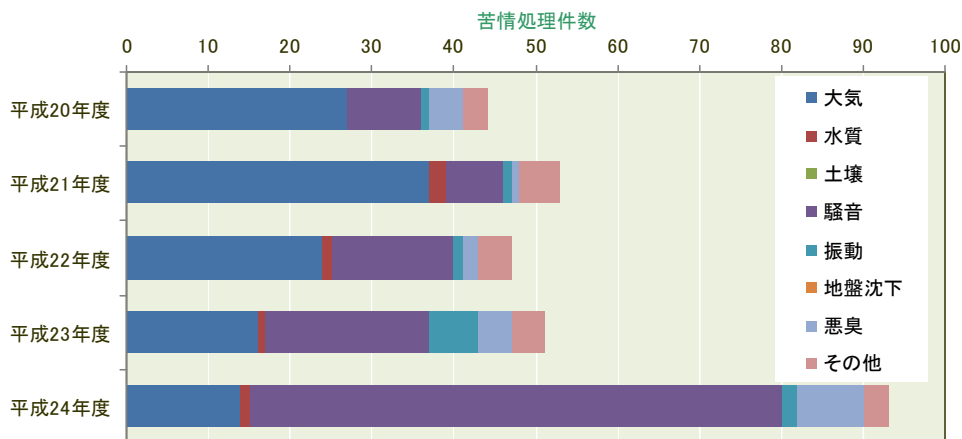
現状及び課題

生活環境の保全対策については、野焼き^{*1}や羽田空港の再拡張に伴う航空機騒音に関する苦情などに対応した施策を推進する必要があるほか、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことから、自動車の利用等を抑制する必要があります。なお、平成24年度の種別別苦情件数は全93件のうち、大気が14件、騒音が65件となっており、苦情の大部分を占めています。

アンケート調査結果によると、市民は環境の将来像及び今後の施策に関して、大気汚染の防止など、生活環境を重要視する意見が多くなっています。また、小中学生は、河川の水質が良いという印象を持つ意見は少なくなっています。

そこで、大気、水質、騒音等の身近な生活環境の保全対策を図り、市民が健康で安心した生活を営める環境づくりを推進する必要があります。

● 種別別苦情件数 ●



資料：四街道市環境経済部環境政策課資料

^{*1} 野焼き: 畑や空き地など、野外で焼却する行為を指します。ダイオキシンや悪臭の発生を伴う恐れがあるため、焼却行為は法令で定められた構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合等を除いては原則として禁止されています。ただし、農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものについては例外とされています。

市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 大気汚染の防止	・ 大気汚染状況の監視の継続 ・ 野焼き監視パトロールの実施	担当：環境政策課
b 水質汚濁の防止	・ 県や周辺自治体と連携した水質汚濁の監視・測定体制の拡充 ・ 工場・事業所に対し汚濁物質削減への協力要請 ・ 公共下水道への接続の促進及び啓発 ・ 高度処理型合併処理浄化槽 ^{*1} の設置補助の推進と維持管理の促進	担当：環境政策課 関連：下水道課
c 航空機騒音への対応	・ 羽田空港再拡張事業に伴う航空機騒音について、千葉県、関係自治体と連携した国へ対する騒音軽減に向けた対策の要望	担当：環境政策課
d 自動車利用の抑制	・ マイカーの利用抑制の呼びかけの実施	担当：環境政策課
e 身近な生活環境問題への対策	・ 騒音、振動、悪臭、野焼き等の身近な生活環境の保全対策の推進 ・ 不法ヤード ^{*2} 対策を強化するため、千葉県、警察など関係機関との連絡体制や地域と連携した監視体制の整備	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・ 食器についた油や汚れを拭き取ってから洗う、排水口にネットを使用して固形物を流さない、使用済みの食用油や米のどぎ汁を排水口に流さないなどの排出抑制に努めましょう。	b
	・ 浄化槽は定期的に保守点検と清掃を実施し、浄化槽法に基づいた法定検査を受けましょう。	b
市民・事業者	・ 違法な野焼き等の不適正焼却行為をやめましょう。	a
	・ 自動車の利用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用しましょう。〔※〕	d
事業者	・ 大気公害防止施設（ばい煙処理装置等）を導入するなど、適正管理に努めましょう。	a
	・ 大気汚染や水質汚濁に関して定期的な測定調査の実施など適正管理に努めましょう。	ab
	・ ダイオキシン類や揮発性有機化合物等の有害化学物質を排出しないよう大気・水質の規制基準等を遵守しましょう。〔※〕	ab
	・ 共同輸送等により製品の輸送効率化を図りましょう。	ad
	・ MSDS ^{*3} 等により化学物質使用・保管管理を行いましょう。	b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

^{*1} 高度処理型合併処理浄化槽：通常の合併処理浄化槽よりも浄化能力の高い浄化槽を指し、N10型(放流水1L当たりの総窒素濃度の日間平均値が10mg以下又は総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)や、NP型(放流水1L当たりの総窒素濃度の日間平均値が20mg以下で、かつ、総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)などがあります。

本市では生活排水による水質汚濁の軽減を図るため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する人に対し補助金を交付しています。

^{*2} 不法ヤード：各種法令に違反して敷地を掘った場内で自動車の解体作業などを行う施設のことを指します。

^{*3} MSDS：化学物質等安全データシート（Material Safety Data Sheet）の略で、事業者が化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

【施策の基本方針 1-② 美しく快適なまちづくりの推進】

現状及び課題

本市ではこれまで総合公園の整備、都市計画道路の整備に伴う植樹帯等の設置、花と緑の基金を利用した公園のリニューアル（平成 23 年度終了）及び一般家庭に対する生垣設置の補助等の緑化に関する施策を実施してきました。しかし、本市の都市公園の市民一人当たりの面積は平成 23 年度時点で 7.2 m²であり、「みどりの基本計画」に定められている都市公園の整備目標に対し、約 2 m²足りない状況です。

また、市民に対するアンケート調査結果でも自由意見で、市民が利用できる公園の整備や自然保護を訴える意見が多く挙がっており、都市公園の継続的な整備、街路、住居、事業所での緑化をより推進し、うるおいのある都市環境を創造していく必要があります。

一方、水辺環境についてみると、大きな河川や湖沼がない本市においては市内を流れる鹿島川、手繰川、勝田川、小名木雨水幹線（小名木川）、並木川、東部排水路等が貴重な水辺空間となっており、これまでに小名木雨水幹線の整備において自然堤体を採用するなど、水辺空間の維持・整備を図ってきました。しかし、市民に対するアンケート調査結果では河川水質の浄化や水辺空間の整備についての満足度はあまり高いとは言えず、河川、水路の整備において、多自然型の改修や親水性を考慮した、市民に親しまれる水辺空間の創出が必要です。

居住環境では、市内中心部における自転車駐車場整備の進展により、放置自転車の数は減少傾向にあるものの、依然として多くの放置自転車が見受けられ、景観上も好ましくないことから、自転車駐車場の利用促進をさらに図る必要があります。また、計画的に開発された住宅地の中には、整備後、30 年以上を経過した地域もあり、世代交代による住宅の建て替えや住み替えが一部で見られる一方で、空き家の増加などが見受けられるようになり、これらの課題に対応していく必要があります。

そこで、市民生活に安らぎやうるおいを与えるために、都市公園を中心にした市内全体の緑化や防災上も有効な水辺空間の整備、景観対策としての自転車駐車対策、良好な住宅・住環境の整備に取り組み、美しく快適なまちづくりを進める必要があります。

●四街道市内の都市公園設置状況●

公園種別	箇所数(箇所)	面積(m ²)
総合公園	1	193,000
地区公園	1	41,323
近隣公園	6	111,603
街区公園	137	149,492
合計	145	495,418

資料：平成 24 年版四街道市統計書

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	公園・緑地の整備	・都市公園の確保・整備の継続	担当：都市計画課 ：産業振興課
		・社寺林・屋敷林の保全	
b	公共施設や住宅、工場・事業所等の緑化促進	・公共施設の緑化（グリーンカーテンなど）の推進	担当：管財課 都市計画課 関連：建築課 環境政策課 道路管理課
		・生垣設置補助金の継続推進	
		・自治会等の団体との協働による公園の維持・管理の推進	
c	街路樹の整備	・街路樹の維持・管理の推進 ・四街道駅前大日線の松並木通り等の維持管理	担当：道路管理課 関連：管財課
d	保存樹木、保存樹林指定制度の活用	・古木や巨木等を保存樹木に指定し、樹木等の保存管理への補助の実施	担当：産業振興課 関連：社会教育課
e	親水性と田園環境に配慮した水辺空間の創出	・河川、水路等の整備に伴う生態系に配慮した市民に親しまれる良好な水辺空間の創出	担当：環境政策課 関連：下水道課
f	違法駐輪対策の推進	・違法駐輪の発生防止についての市民への啓発	担当：道路管理課
		・放置自転車の撤去の推進	
g	良好な住宅・住環境の整備	・違反建築物に対するパトロールの強化、市営住宅の改修工事の促進	担当：建築課 関連：自治振興課
		・増加傾向にある空き家の実態調査の実施及び空き家の効果的な対策の検討	

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・公園や緑地、松並木、街路樹・保存樹木・樹林を大切にしましょう。	a c d
	・庭やベランダに花や樹木を植え、生垣を作りましょう。	b
	・県の開催する緑のカーテンコンテストに参加しましょう。 〔※〕	b
	・河原や水辺の美化に努め、そこに生息する動植物を大切にしましょう。	e
	・自転車は所定の駐輪場に置きましょう。〔※〕	f
事業者	・公園や緑地の美化等に協力しましょう。	a
	・事業用地の緑化に努めましょう。	b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

【施策の基本方針 1-③ 暮らしやすさの向上】

現状及び課題

都市計画道路^{*1}は安全で快適な市民生活を支え、円滑な交通を確保する機能を持つだけでなく、災害時には避難路を提供し、火災の延焼を防ぐ防火帯としての機能を持ちます。本市では 23 路線、総延長にして約 50km を都市計画決定していますが、平成 25 年度の時点で完成しているのは 4 割程度となっています。

また、一般国道 51 号と主要地方道千葉・臼井・印西線が通過している本市は、周辺の都市間を移動する通過交通量の割合も高く、交差点改良や道路拡幅が遅れていることから、交通渋滞の発生が起きやすい状態となっており、計画的な道路整備が重要となります。

そこで、安全で快適な市民生活を創造していくためには、道路交通による公害の抑制効果の期待できる街路樹の整備・維持管理や円滑な交通の確保のための道路の維持・管理を継続して進める必要があります。また、市民の誰もが快適に暮らしていくには、障害者や高齢者の使い勝手がよいバリアフリー化された歩道や交通安全施設も重要といえます。

さらに道路の冠水、住宅の浸水に対する対策など安心して暮らせる住環境を確保するための取組も必要です。

写真又はイラスト

^{*1} 都市計画道路：都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、「自動車専用道路」、「幹線道路」、「区画街路」、「特殊街路」の 4 種類があります。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	道路網の整備と安全対策の推進	・ 一般市道(生活道路)の整備・充実	担当：道路建設課 道路管理課
		・ 都市計画道路等の整備	
		・ 道路の不法占用、沿道樹木の張り出しによる交通障害物対策の実施	
		・ 交通環境を向上させるため、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の整備の推進	
b	排水対策の推進	・ 道路冠水や住宅浸水を改善するための雨水管、雨水貯留施設、道路側溝の新設と改修工事の実施	担当：道路管理課 関連：下水道課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・ 四街道市私道整備助成金制度を活用しましょう。	a
	・ 人や自動車の通行の妨げとなる道路の不法占用は止め、このような行為を発見したら関係機関（市・警察署）に連絡しましょう。	a
市民・事業者	・ 時差出勤等を奨励・実践し、市内の交通渋滞の緩和に努めましょう。	a
	・ 地下水の涵養を促進するため、地下浸透マス ^{*1} などを整備しましょう。	b

¹ 地下浸透マス：降った雨水を効率的に地中に浸透させるための設備です。

長期目標 2 【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】

【施策の基本方針 2-① 3Rの推進】

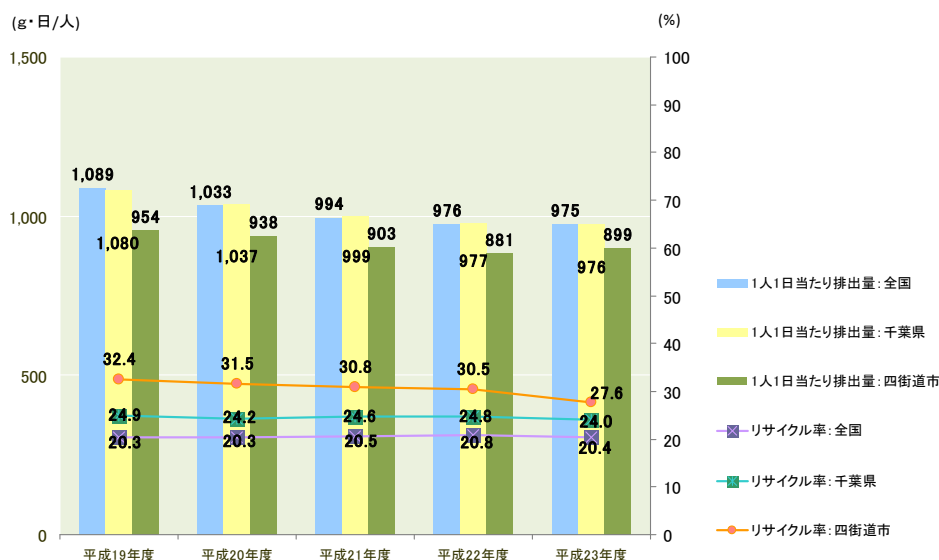
現状及び課題

本市の1人1日当たりのごみの排出量は全国と比較すると少なく、平成23年度にやや増加しているものの、おおむね減少傾向にあります。リサイクル率も全国平均と比較して高くなっていますが、本市は市内に最終処分場を持たないため、さらにごみの発生量を削減させる必要があります。

ごみの発生量のさらなる削減は、市民の理解と積極的な行動が必要です。市民に対するアンケート調査結果では、環境の将来像として、3Rを重視した意見が多く支持されているとともに、今後の施策の方針としてごみ処理施策が重要視されています。また、小中学生に対するアンケート調査結果でも、まちのごみ処理状況に関してあまり良い印象を持っておらず、ごみ問題を心配している児童・生徒が多いことがわかります。

そこで、ごみ発生量の削減を図るとともにリサイクルシステムの整備を推進し、リサイクル率のさらなる向上を図るなど3Rを確実に推進していくことが必要です。また、マイバッグ持参運動や使い捨て製品の使用抑制などを市民に呼び掛けるなど3Rの普及啓発を図り、廃棄物削減に関する一層の市民意識の向上を図る必要があります。

● ごみの処理状況（排出量・リサイクル率） ●



資料：平成23年度一般廃棄物の排出及び処理状況等について（環境省）
 平成23年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について（千葉県）
 四街道市ごみ処理量より算出（四街道市）

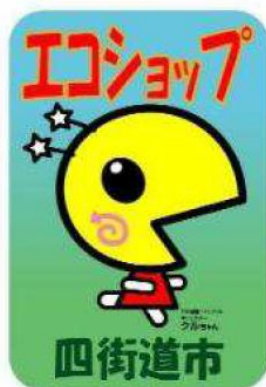
本市のごみの発生抑制への取組「エコショップよつかいどう」

エコショップよつかいどう認定制度

本市では平成 17 年 10 月からエコショップよつかいどう認定制度を開始しました。エコショップよつかいどう認定制度はごみの発生量を抑制し、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接なかかわりを持つ市内の小売店を対象に以下の認定条件を満たす店舗に認定証と認定マークをお渡しする制度です。平成 24 年度までに 6 店舗が認定を受けています。

認定基準

- I. 市内に所在がある小売店であること
- II. 次の 8 つの事項のうち、3 つ以上実施していること
 - (1) 買い物袋又は買い物かごの持参の奨励
 - (2) 商品のばら売り又は量り売り
 - (3) 簡易包装又は無包装
 - (4) リサイクルのための牛乳パック、ペットボトル、トレイ等の店頭回収
 - (5) 再生原料を使用した商品、リサイクルしやすい商品等環境に配慮した商品の販売
 - (6) 販売した商品の修理サービス
 - (7) 広告、チラシ等での再生紙の使用
 - (8) 消費者に対するごみの減量、リサイクル等の呼びかけ



エコショップ認定マーク

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	不用品の交換情報の提供	・市役所での掲示や市政だよりによる不用品の交換情報の提供	担当：産業振興課
b	エコショップの認定	・「エコショップよつかいどう」認定事業の継続・推進	担当：廃棄物対策課
c	資源物回収活動の推進	・雑紙、植栽剪定枝、廃食油、小型電子機器のリサイクルの推進	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
		・自治会や子ども会など資源物回収団体への支援	
		・家具類等を引き取り、補修、販売を行うリユースの拠点施設整備の検討	
d	リサイクル処理の最適化とごみの分別と収集の検討	・リサイクル処理の最適化の検討	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
		・新たな分別方法による収集の検討	
e	ごみの出し方やリサイクルに関するルールの徹底	・市政だより掲載の「クルちゃんのごみのはなし」による啓発の継続	担当：廃棄物対策課 クリーンセンター
		・自治会との協働によるごみの出し方のルール遵守の徹底	
		・講習会や出前講座によるリサイクルに関する市民への啓発	
f	ごみに関する意識の高揚	・3Rの推進を目的とした資源物集団回収の実施を通じた市民意識の向上促進	担当：廃棄物対策課

●「クルちゃんのごみのはなし」掲載履歴●

	掲載号	記事
平成24年度	4月15日	インカートリッジのリサイクルにご協力を
	5月15日	剪定枝の出し方
	6月15日	携帯電話のリサイクルにご協力を
	7月15日	可燃ごみの減量は分別の徹底から
	8月15日	可燃ごみの焼却灰はどこに行くの？
	9月15日	買い物にはマイバッグを持って行きましょう
	10月15日	10月は「3R推進月間」です
	11月15日	太さ10cmの木の枝は可燃ごみ？
	12月15日	大掃除はお早めに
	1月15日	正しくごみを出して火災事故をなくそう
	2月15日	「エコショップよつかいどう」
	3月15日	可燃ごみの減量について
平成25年度	4月15日	家庭用消火器のリサイクルにご協力を
	5月15日	剪定枝の出し方
	6月15日	不用品、粗大ごみ、家電等の回収業者とのトラブルにご注意ください！
	7月15日	可燃ごみはどうしたら減らせるの？
	8月15日	買い物にはマイバッグを持っていきましょう
	9月15日	粗大ごみを分解したら集積所に出せるの？
	10月15日	10月は「3R推進月間」
	11月15日	粗大ごみの持ち込みについて
	12月15日	大掃除はお早めに
	1月15日	プラスチック・ビニールごみを正しく分別しよう
	2月15日	
	3月15日	

◎ 廃棄物対策課 ☎421-6132

クルちゃんのごみの話

122 10月は「3R推進月間」

10月は「3R推進月間」です。皆さんは「3R」という言葉をご存じですか。これまで日本は、大量の資源を使って大量の製品を生産し、消費することで豊かな社会を築いてきました。しかし、その結果、膨大な量の廃棄物が排出され、深刻な環境問題をもたらしています。では、こうした廃棄物や資源の問題に、私たちはどのように対処すればよいのでしょうか？そのキーワードが「リデュース・リユース・リサイクル」の3つのRです。

- ①リデュース (Reduce)** = 物を大切に使い、ごみの発生を抑えることです。例えば、買い物にはマイバッグを持って行ったり、必要ないものは買ったりもらったりしないようにしましょう。
- ②リユース (Reuse)** = 繰り返し使うことです。例えば、ビールや牛乳の瓶は洗浄・消毒して中身を詰め替え、繰り返し使います。家庭で不用になったものも不用品コーナーなどを利用して譲り合しましょう。
- ③リサイクル (Recycle)** = 再び資源として利用することです。ごみをもう一度資源として使えるように資源物はきちんと分別して出しましょう。リサイクル製品を積極的に利用することも大事です。

「3R」はメーカー、販売業者、消費者それぞれが取り組む必要がありますが、以上のことはどれも私たちにできることです。身近なことから取り組んで循環型社会を目指しましょう。

ごみ量比較・可燃ごみ

H25.8月分 約1,320 t (前年同月比 約+23 t) H24.8月分 約1,297 t

3Rについてわかりやすく説明しています。

(市政だより(平成25年10月15日号)掲載)

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・不用品はすぐに廃棄せず、市役所のリサイクル品交換コーナーを活用しましょう。	a
	・「エコショップよつかいどう」認定ショップを利用しましょう。	b
	・エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により適切に処理しましょう。	ce
	・定められたルールに従い、ごみを分別・排出しましょう。〔※〕	de
	・必要なものを必要な量だけ購入し、繰り返し使用できる容器や詰め替えが可能な物を選んで購入するようにしましょう。	e
	・クリーンセンターで実施する見学会等に参加しましょう。	e
	・自治会等でごみの集積所の清掃当番制を定めましょう。〔※〕	f
事業者	・「エコショップよつかいどう」認定ショップの登録を受けましょう。	b
	・使い捨ての製品の使用や購入を減らしましょう。	f
	・包装や容器の削減に取り組みましょう。	f
	・詰め替え可能な容器、リターナブル容器 ^{*1} などの販売を促進しましょう。	f
	・裏紙の利用や両面コピーなどにより紙の有効利用に取り組みましょう。	f
	・建設副産物の発生抑制、適正処理、有効利用に努めましょう。	f

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

家電リサイクル法

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が平成13年4月から施行されました。

この法律では、家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等(製造業者、輸入業者)による再商品化等(リサイクル)が義務付けられ、消費者(排出者)には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

家電リサイクル法で小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化等が義務付けられる家電4品目

①家庭用エアコン ②テレビ ③電気冷蔵庫・電気冷凍庫 ④電気洗濯機・衣類乾燥機

資料：環境省ホームページ

^{*1} リターナブル容器：飲料などの中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄して再び使用する容器です。

【施策の基本方針2-② ごみの適正処理の推進】

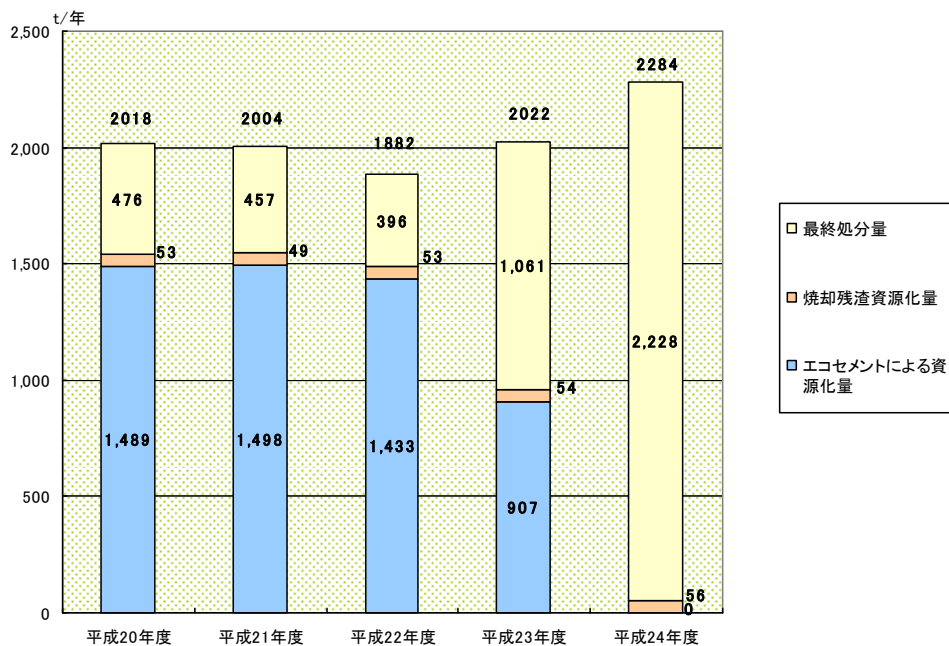
現状及び課題

本市は市内に最終処分場を持たないために、ごみの焼却灰等の最終処分を他の自治体に依存しています。焼却灰の民間のエコセメント*¹再生工場での再利用も図っていましたが、東日本大震災以降、放射能の問題でセメントとしての再利用は困難な状況となっていることに加え、焼却残渣も増加しつつあることからより一層のごみの減量化が必要となっています。

また、市民に対するアンケート調査結果では今後の施策の方針としてごみの減量化・資源化・適正処理を重要視しており、不法投棄に対する施策について満足度は低く、重要度は高くなっています。

そこで、ごみの分別収集や再資源化について継続して検討を行い、ごみの処理を推進して最終処分量の削減を図る必要があります。また、不法投棄についての広報、監視員制度を活用した市内パトロール等により不法投棄のないまちづくりが必要です。

●四街道市一般ごみの焼却残渣処理の推移●



資料：四街道市ごみ処理量より算出

*¹ エコセメント：焼却灰に石灰石や粘土を混ぜ、焼成してつくられるセメント。製造過程において1350℃以上で焼成するため灰中のダイオキシン類が分解されます。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	焼却ごみ量の削減	・古紙類（新聞、雑紙、ダンボール、雑誌、紙パック）・繊維類の分別収集の徹底等、市民への可燃ごみ削減方法の啓発	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
		・紙類の分別を促進するなど事業系ごみの減量化の推進	
b	ごみ処理施設の維持管理	・クリーンセンターの定期的な点検・整備及び老朽化した設備の修繕等の実施	担当：クリーンセンター
c	不法投棄の防止と不法投棄された廃棄物の適切な処理	・不法投棄防止看板の設置と広報の継続	担当：廃棄物対策課 環境政策課 クリーンセンター
		・環境保全指導員や不法投棄等監視員による市内パトロールの実施	
		・不法投棄された廃棄物の速やかな撤去の実施	
		・一般ごみの集積所での不法投棄廃棄物へのラベルによる警告の実施	

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民・事業者	・古紙類・繊維類の分別を徹底しましょう。	a
	・コピーの削減やペーパーレス化を進めましょう。	a
	・再生古紙を利用しましょう。	a
	・生ごみは水を切り、減量化を図りましょう。	a
	・不法投棄はやめましょう	c
	・ごみはルールに従い、適正に出しましょう。	bc

●現在の焼却灰の処理状況について

クリーンセンターで発生した焼却灰の一部を以前まではコンクリート製品など幅広い用途に使用することの出来るエコセメントとして再資源化を図ってきましたが、焼却灰の受け入れ先であった民間のエコセメント会社が東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響のため、操業休止となったことを受け、焼却灰の再資源化は困難な状況となっています。

そのため最終処分場を持たない四街道市では、従来から処分をお願いしている銚子市に加え、北茨城市にも焼却灰の処分をお願いしている状況です。

なお受け入れ先に搬出する際には、埋め立て可能な焼却灰の放射性物質濃度の上限基準を下回っていることを確認検査した上で処分をお願いしています。

【施策の基本方針3-① 省エネルギーの推進】

現状及び課題

本市では千葉県地域グリーンニューディール基金事業補助金制度^{*1}を活用し、市役所庁舎屋上に小規模風力発電システムを自然エネルギー利用の普及啓発のためにモデル設置したほか、市民に対して住宅用省エネルギー設備設置費補助金等を交付してきました。

また、クリーンセンターからの余熱を園芸栽培や温水プールに利用し、省エネルギーの促進を進めてきました。

市民に対するアンケート調査結果では今後の施策として、省エネルギーを重要視しています。今後、公共施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、住宅、事業所への普及を促進し、太陽光発電システムの導入率向上を図るとともにバイオマスエネルギー等の導入可能性を検討する必要があります。

さらに、市役所においては、四街道市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネルギー・節電を進めるとともに、市民・市民団体・事業者と一体となって市域全体の省エネルギー・節電を推進する体制づくりを進める必要があります。

●四街道市住宅用省エネルギー設備設置費補助金等の交付（申請）実績●

（平成25年度実績）

項目	家庭用燃料電池システム	定置用リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車充電設備	太陽光発電システム
補助金交付者数（人）	10	1	0	110
補助金交付合計額(万円)	100	20	0	990.3

住宅用省エネルギー設備設置費補助金

地球温暖化の防止と家庭におけるエネルギーの安定確保並びにエネルギー利用の効率化・最適化を図るために住宅用エネルギー設備を設置した市民に対し、設置費用の一部を本市が補助する制度です。補助対象となる住宅用省エネルギー設備は家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車充電設備の3種です。

住宅用太陽光発電システム設置費補助

環境への負荷の低減を図り、地球温暖化防止等の環境保全に資するために住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対して、住宅用太陽光発電システム設置費の一部を本市が補助する制度です。

^{*1} 地域グリーンニューディール基金：国の「地域グリーンニューディール基金の創設」を受けて県及び市町村が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために平成21年から平成23年まで千葉県に設置された基金です。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	省エネルギー建築の推進	・断熱材使用やLED等の省エネルギー設備を導入した省エネルギー型建築の普及促進	担当：環境政策課 関連：建築課 管財課 自治振興課 教育総務課
b	省エネルギー設備の導入促進	・公共施設への太陽光発電の導入の推進	担当：環境政策課 関連：建築課 教育総務課 管財課
		・住宅用省エネルギー設備設置費補助金等の継続	
		・小規模雨水利用設備設置費等補助金の継続	
c	省エネルギー行動の普及	・節電行動の普及啓発	担当：環境政策課
		・公共施設における省エネルギー行動の実施	

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・住宅の新築や改築の際、断熱材やエネルギー効率の高い省エネルギー機器の導入に努めましょう。	ab
	・住宅用省エネルギー設備設置費補助金や住宅用太陽光発電システム設置費補助金などの制度を利用しましょう。	b
	・小規模雨水利用設備設置費等補助金制度を利用しましょう。	b
	・電気製品を使用しないときは主電源を切り、コンセントプラグをぬきましょう。	c
	・エアコンはこまめに手入れして機能維持に努めましょう。	c
	・照明や家電の購入時はLEDランプや省エネルギータイプの製品を選びましょう。	c
市民・事業者	・暖房温度は20℃、冷房温度は28℃を目安に設定し、ウォームビズ、クールビズを励行しましょう。	c
事業者	・太陽光等の再生可能エネルギーや廃熱利用などの未使用エネルギーを利用しましょう。	b
	・オフィス等の照明やパソコン等機器の電源をこまめに切り節電に努めましょう。	c
	・共同輸送等により製品の輸送効率化を図りましょう。	c
	・従業員に対する省エネルギー環境教育を実施しましょう。	c

【施策の基本方針3-② 温室効果ガス排出量の削減】

現状及び課題

本市の平成22年のCO₂排出量は平成2年に比べると、家庭部門は66%、運輸部門（自動車のみ）は52%と増加割合が特に大きくなっています。

家庭部門の1世帯あたりのCO₂排出量の増加率は、3%にとどまっていますが、世帯数の増加が市全体の排出量に大きく影響しています。同様に運輸部門の1台あたりのCO₂排出量は、14%減少していますが、車保有台数が増加しており、温室効果ガス排出量削減に向けた対策が必要となっています。

そこで、環境家計簿^{*1}などの普及を通じて、市民の意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進、市民や事業者の公共交通機関の利用促進やエコカーの導入の推進、エコドライブの普及啓発により、自動車利用の削減と見直しを図り、市域全体として温室効果ガス排出量削減を推進する必要があります。

●四街道市の温室効果ガス排出量推計値●

部門 年度	市全体排出量			家庭部門排出量			運輸部門（自動車）排出量		
	総排出量 (千 t-CO ₂)	一人あたり 排出量 (t-CO ₂ /人)	人口 (人)	総排出量 (千 t-CO ₂)	1世帯あたり 排出量 (t-CO ₂ /世帯)	世帯数 (世帯)	総排出量 (千 t-CO ₂)	1台あたり 排出量 (t-CO ₂ /台)	市の車 種別保 有台数 (台)
平成2年	424	5.9	72,157	65	3.0	21,503	87	2.9	30,354
平成22年	412	4.7	86,945	108	3.1	35,286	132	2.5	51,998
増加率	-3%	-20%	20%	66%	3%	64%	52%	-14	71%

注) 増減割合は平成2年比です。

資料: 人口は平成24年版四街道市統計書(国勢調査)、その他は環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)支援サイト
部門別CO₂排出量の現況推計

^{*1} 環境家計簿: 家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿で、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動に役立ちます。

市の取組

	具体的施策	施策の内容	担当部署
a	環境家計簿の普及	・環境家計簿による省エネ行動の普及	担当：環境政策課
b	身近な再生可能エネルギー資源の有効利用	・太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入可能性の検討	担当：環境政策課 障害者支援課
		・学校給食等から回収した廃食油を利用したバイオ燃料の精製の検討	
c	上手な自動車利用の促進	・マイカーの利用抑制の呼びかけ	担当：環境政策課 管財課
		・市の公用車購入要領に基づく低燃費車等のエコカー導入	
d	公共交通の利用促進と充実	・バス、鉄道等公共交通の利用促進に向けた情報提供の充実	担当：政策推進課
		・関係機関との協議による市内バス路線の再編成等利便性向上への取組の推進	

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・環境家計簿を継続的に利用しましょう。	a
市民・事業者	・太陽熱等再生可能エネルギーを積極的に導入しましょう。〔※〕	b
	・環境にやさしい運転（エコドライブ）を実践しましょう。〔※〕	c
	・自動車を買う際はエコカーを選びましょう。	c
	・自動車の利用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用しましょう。〔※〕	cd

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

写真又はイラスト

長期目標 4 【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】

【施策の基本方針 4-① 自然とのふれあいの推進】

現状及び課題

四季折々の変化に富む自然の中で、土や草花や様々な生き物とふれあい、その快適な自然の中に身を置くことは、私たちに憩いや、やすらぎを与えてくれます。人と自然の接点が希薄になりつつある現在、レクリエーションや観光、環境学習などの活動を通じて、自然とのふれあいを図り、私たちの生存基盤ともなる地域の自然への理解を深めていくことが重要です。

また、農林業の活動は食料等の生産目的だけでなく、私たちに生物多様性の保全の意義や自然循環そのものを教示してくれるなど、農林業と触れあうことで自然への理解が深まります。

本市では、これまでに総合公園の整備や今宿、打越、大割の3箇所の市民農園の整備などを通じ、市民の自然とのふれあいを強化してきました。

一方、市民に対するアンケート調査結果では環境の将来像として豊かな自然を重要視する意見が多く、重視すべき施策として「みどりのまちづくりの推進」をあげています。小中学生に対するアンケート調査結果でも自然環境に恵まれているという印象を持っている小中学生が多く、山林などの自然を守りたいという意見が多い結果となっています。

そこで、さらに多くの市民に本市の自然を理解してもらうため、森林や里山を利用した自然観察会の活用、農林業の体験を通じ、自然とのふれあいを推進する必要があります。

●市民農園の利用率●

農園名	総区画数	利用区画数	利用率
今宿市民農園	120	92	76.7%
打越市民農園	120	111	92.5%
大割市民農園	120	88	73.3%

注)平成 25 年 11 月現在

資料:四街道市産業振興課資料

市の取組

	具体的施策	施策の内容	担当部署
a	自然とふれあう機会の充実	・「花と緑の基金」をはじめとする緑化推進体制の強化による一般家庭や公園等の身近なみどりの整備の推進	担当：都市計画課
		・NPO等との連携による里山、谷津田、社寺林、屋敷林、公園など市内の自然を利用した自然観察会等市民が自然にふれあえる機会づくりの推進	担当：環境政策課 関連：都市計画課 社会教育課 政策推進課
b	環境観察モデル地区の活用	・観察モデル地区* ¹ を指定し、緑地や里山、湧水等の市民の学習の場としての活用	担当：環境政策課 関連：都市計画課 都市整備課
c	農林業とのふれあいの促進	・市民農園の利用促進	担当：産業振興課
		・市民農林業大学を通じて農林業とのふれあいの場の提供	

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・家庭菜園に取り組みましょう。〔※〕	c
	・市民農園を積極的に利用しましょう。〔※〕	c
市民・事業者	・地域のNPO等が主催する自然環境に関する環境学習に積極的に参加しましょう。	a
	・本市の自然を象徴する里山・谷津田に関する知識を深めましょう。森林・里山の保全活動及び体験学習に積極的に参加・協力をしましょう。	a
	・花壇、生垣など身近なみどりの維持・管理に努めましょう。	a
	・環境観察モデル地区* ¹ で行われる自然観察会などに参加・協力をしましょう。	ab
事業者	・身近なみどりの維持・管理に努めましょう。	a

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

写真又はイラスト

*¹ 観察モデル地区：里山などの自然環境を観察することのできる地区を指します。

【施策の基本方針4-② 生物多様性の保全】

現状及び課題

本市のみどりは南東部にやや偏って緑地が存在するほかは、多くの緑地が市内に点在している状態で、健全な生態系を維持するためには、これらのみどりや水辺をつなぐネットワークが必要ですが、充分ではありません。

市内の動植物の状況は平成18年度に本市が実施した「四街道市自然環境調査」では貴重種が植物では28科45種、動物では31科46種確認されていますが、その後の状況は把握されていません。

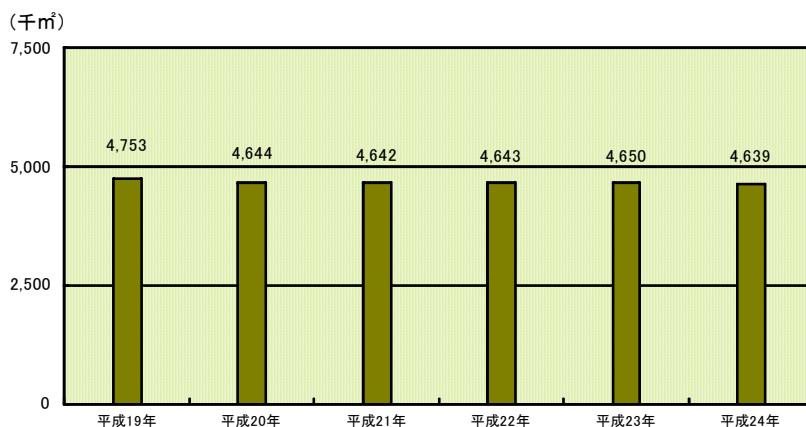
また、本市の自然環境の特徴である「谷津田や里山」の保全には農林業者の関与が必要となりますが、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題から農業従事者が減少しており、耕作放棄地も増加しています。

本市ではこれまで「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により土壌汚染の防止と土地の改変に配慮することでみどりの保全を図るとともに、物井及び栗山地区の山林を借上げ、市民の森として開放してきましたが、山林の面積は年々減少している状態です。

また、小中学生に対するアンケート調査の結果では「市内に残したい環境」の問いに対して約6～7割の小中学生が「山林などの自然を残したい」と回答しており、市内の自然環境を重視していることがわかります。

そこで、生物多様性を保全するため「谷津田や里山」と点在する緑地や水辺などをつなぐみどりのネットワークの構築を推進するとともに、農業経営者への支援や地産地消の促進により、農業の活性化を図る必要があります。また、自然環境調査による市内の動植物の生息・生育状況の現状の把握に努め、その結果を環境教育などの情報源として有効活用することにより市民意識の向上を図るとともに、外来生物対策や野生鳥獣の適正管理を進め、市内の生態系に配慮していくことが必要です。

●四街道市の山林面積の推移●



資料：平成24年度四街道市統計書

市民の森

自然環境の保全や市民の憩いの場として樹林地の所有者のご厚意により土地を借り上げて設置するもの（四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例により）で、市内に2箇所あります。園内ではさまざまな樹木や野草を見ることができます。

栗山市民の森



昭和62年に市民の森として指定されました。小鳥が水浴びできるように小鳥のプールをもうけています。

(四街道市ホームページ)

物井市民の森



平成5年に市民の森として指定されました。湿地などがあります。

(四街道市ホームページ)

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	森林・里山・農地の保全	・市内に残る森林、里山、農地所有者との調整や支援の検討	担当：産業振興課 都市計画課 環境政策課
		・水源の保全、不法投棄や耕作放棄地への有効な対策の検討	
		・市民との協働による栗山地区での里山の保全、自然景観の保持、自然と触れ合う憩いの場の創出などの総合的・一体的整備の実施	
		・土砂等の埋立て等による土壌汚染を防止するための監視パトロールの実施	
b	水とみどりのネットワーク化	・森林、谷津田、里山、水辺と公園、街路樹等をつなぐ水とみどりのネットワークの構築	担当：都市計画課 関連：環境政策課
c	自然環境調査の実施	・市全域の動植物を対象とした自然環境調査の実施	担当：環境政策課
d	森林・農地所有者への支援	・農業振興地域整備計画に基づく総合的な農業の振興	担当：産業振興課 関連：農業委員会事務局 指導課
		・耕作放棄地の再生利用の推進	
		・環境にやさしい農業経営者（エコファーマー ^{*1} ）への支援	
		・認定農業者 ^{*2} の育成支援の促進	
		・ファーマーズマーケットや朝市の開催、市内で採れた地場産の食材を利用した学校給食やレストラン等多様な販売先の開拓による地産地消の促進	
・四街道市森林整備計画を改定（平成 25 年度）し、森林所有者による下草刈りなど森林整備への支援の実施			
e	外来生物対策	・外来生物に対する情報提供	担当：環境政策課

写真又はイラスト

^{*1} エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（略称：持続農業法）に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用減に一体的に取り組む計画について、県知事の認定を受けた農業者を言います。

^{*2} 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業経営者・農業生産法人を示します。認定されると、融資や税制面での支援を受けることができます。

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・市内のNPOやPTA等を通して地域の公園や学校ビオトープなどの維持管理活動に参加し、市民・地域が主体となった里山の管理を進めましょう。〔※〕	ab
	・市内の動植物を大切にし、貴重な動植物の保全地として管理されている場所では定められたルールに従って行動しましょう。	c
	・地域の農業について理解を深めましょう。	d
	・森林所有者は森林機能の維持・増進のため整備を行いましょう。	d
市民・事業者	・森林・里山・谷津田の保全活動に参加しましょう。〔※〕	a
	・エコファーマーの生産した農産物を積極的に購入しましょう。（地産地消 ^{*1} の促進）	d
	・地域の公園やビオトープ ^{*2} の維持・管理に協力しましょう。	b
	・外来生物法に指定される特定外来生物の捕獲、飼養、売買等を行わないようにしましょう。	e
事業者	・保有している緑地の適正管理に努めましょう。	a

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

写真又はイラスト

^{*1} 地産地消: 地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取り組みです。

^{*2} ビオトープ: 生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味しています。

【施策の基本方針5-① 環境情報の提供】

現状及び課題

本市では、環境保全の必要性が認識されているものの、取組が十分であるとはいえません。その要因の一つとして、市による施策評価は毎年実施されているものの、環境情報の提供不足が挙げられます。

本市の環境の現状や環境への負荷、環境保全活動などについての情報提供により、市民・市民団体、事業者の環境に対する意識の向上を図ることで、自主的な取組を高めていくことが重要です。

また、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が環境問題やその解決策について学ぶ環境教育・環境学習を行う機会の充実が求められていますが、その根幹となるものが情報提供です。市民に対するアンケート調査結果でも環境情報の提供に関する施策についての市民の満足度はあまり高いとは言えません。

そこで、環境白書の作成、インターネットを利用した環境情報の公開など、市民が利用しやすく分かりやすい情報の提供方法について検討していく必要があります。

写真又はイラスト

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	環境情報の定期的発信	・環境白書や市政だより等による最新の環境情報や環境基本計画に基づく施策の実施状況についての情報公開	担当：環境政策課
b	多様なツールによる情報発信	・市政だよりやホームページによる環境情報発信の充実	担当：環境政策課
		・ソーシャルネットワーキングサービス ^{*1} 等を利用した新たな情報発信ツールの活用	

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・環境白書など市から発信される環境情報を積極的に収集し、環境に関する理解を深めましょう。	a
事業者	・自社の環境保全への取組の情報を公開しましょう。〔※〕	a
	・最新の環境情報を収集し、社内に情報発信できる体制を整えましょう。	b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

写真又はイラスト

^{*1} ソーシャルネットワーキングサービス: SNSと略称される登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのことです。

【施策の基本方針5-② 環境保全活動の推進】

現状及び課題

本市では4団体(5箇所)が、千葉県が制定する「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、里山活動協定の認定を受けています。また、市民と協働でごみゼロ運動などの地域清掃活動による環境美化運動を実施しています。

このような環境保全活動をさらに活性化させるためには、国・県・周辺自治体及び市民・市民団体、事業者と連携して運動を展開する必要がありますが、各主体同士の交流の場が少ない状況です。

アンケート調査結果では市民の環境保全活動に関する満足度は低く、さらに環境保全活動への参加意欲は高いとは言えません。また、事業者においても環境保全に関する行政からの働きかけを十分と感じている事業者は少ない状況にあります。

そこで、環境保全活動を推進するために、市民・市民団体、事業者の自発的な活動へのサポートや、市を含めた各主体が一体となり、協働して環境保全活動を行うために交流できる場や組織の整備が必要です。

写真又はイラスト

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	市民やNPOの自発的な活動のサポート	・環境保全活動への市民参加機会の充実を図るための「市民提案手続き」 ^{*1} の利用促進	担当：環境政策課 関連：政策推進課
		・「みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）」 ^{*2} による市民自らが企画し実施する環境保全活動の支援	
b	広域的連携の推進	・印旛沼流域環境・体験フェアや手繰川河川清掃活動など周辺自治体や千葉県及び市民と協働した環境保全活動の実施	担当：環境政策課
c	美しいまちづくりの推進	・環境美化運動や地域清掃活動、ポイ捨て防止及びごみゼロ運動の推進	担当：環境政策課 クリーンセンター
d	交流の場としての機能の充実	・公民館等公共施設を活用した市民の活動の場の提供	担当：環境政策課 関連：社会教育課
e	交流のための組織の充実	・市民・市民団体、事業者、市の交流のための組織の拡充と協働の促進	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・事業者や市が行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。	abc
	・環境の問題に対し、社会環境の変化に対応しつつ責任ある市民行動を実践しましょう。〔※〕	abc
	・ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。	c
市民・事業者	・市民・市民団体、事業者、市との交流のための組織に参加し環境に関する情報を交換しましょう。	de
事業者	・環境保全に関するボランティア活動について積極的に活動している社員や部署を評価し、その行動内容を社内で共有しましょう。	ae
	・学校や地域の環境保全活動に対し、支援・協力しましょう。	ace
	・周辺地域の清掃などを行いましょう。	c

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

^{*1} 市民提案手続き：市民等がその知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施および評価の各段階において、四街道市に政策等の提案を行う手続です。

^{*2} みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）：特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、四街道市の地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。

【施策の基本方針5-③ 環境教育・環境学習の推進】

現状及び課題

本市では市役所庁舎屋上に設置した小規模風力発電装置を活用し、市役所見学や職場体験に訪れた多くの市内の小中学生に対し、再生可能エネルギーを利用する上での利点や問題点を紹介してきたほか、市民に対し大気や河川の話題を中心とした生涯学習まちづくり出前講座を実施してきました。また、環境教育・環境学習の基礎となる情操教育の一環として、郷土意識を高めるための歴史資料の収集、整理保存など地域文化の保存を実施してきました。

市民に対するアンケート調査結果では環境教育に関する現状の施策の満足度は高いとはいえ、環境教育・学習体制の早期確立、充実が求められています。

環境問題の解決には誰もが環境情報を得ることが出来る仕組みの整備を行うとともに、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が環境問題やその解決策について学ぶ環境教育・環境学習を行う機会の充実が重要です。

そこで、学校や市民団体、NPO等と連携した副読本の作成等、環境教育・環境学習プログラムづくりを行うとともに、地域文化の保存・継承と郷土学習の充実を目指して、環境教育・環境学習の推進を図ります。

●小中学生に対する市庁舎屋上風力発電装置を利用した環境学習の実績●

	小学生(人)	中学生(人)	合計(人)
平成 23 年度	150	16	166
平成 24 年度	25	12	37
平成 25 年度	62	12	74

資料：四街道市環境政策課資料

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	環境教育・環境学習プログラムづくり	・ 市民団体や NPO 等と連携した環境教育・学習体制の確立	担当：環境政策課 関連：指導課
		・ 環境家計簿を利用した省エネルギーに関する教育・学習の実施	
		・ 学校教育や生涯学習などに活用できる環境学習プログラムの作成	
		・ 「学校支援地域本部事業」 ^{*1} の中で学校支援コーディネーターや地域コーディネーターの配置による環境教育の充実や市内小中学校を開放した社会教育の場の提供	
b	地域文化の保存・継承と郷土学習の充実	・ 学校との連携による地域文化の保存活動の推進	担当：社会教育課 指導課
		・ 学校における郷土学習の推進（副読本「わたしたちの四街道」を利用した学習、歴史民俗資料室を利用した学習等）や市民向け講座での郷土資料の普及	

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・ 学校や地域の環境学習活動や環境学習講座に積極的に参加しましょう。	ab
	・ 身につけた環境に対する知識は家庭教育にも利用しましょう。	ab
市民・事業者	・ 地域の伝統行事などに参加・協力しましょう。	b
	・ 市が行う生涯学習等における環境学習講座に協力しましょう。	ab

写真又はイラスト

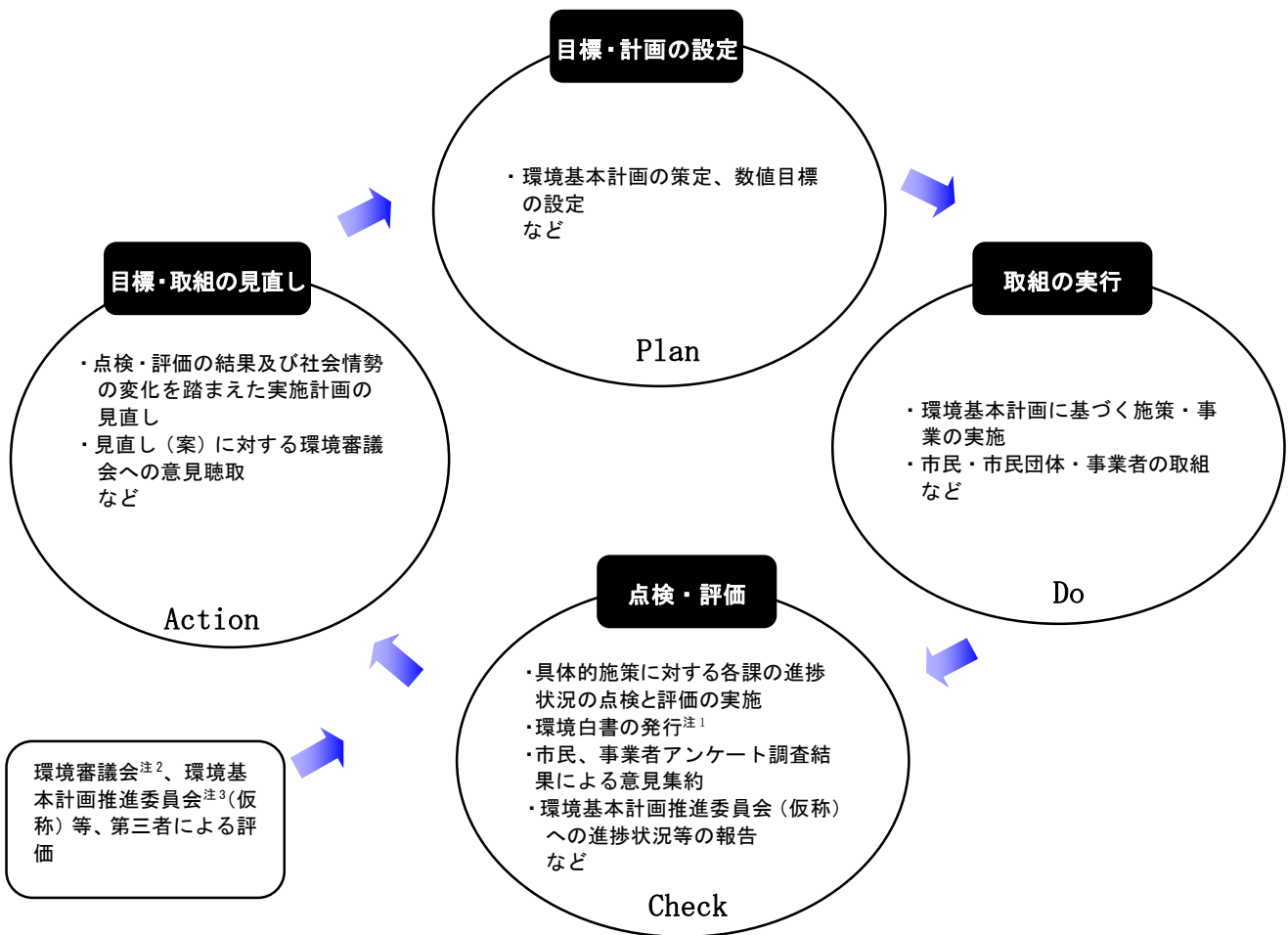
^{*1} 学校支援地域本部事業：市民がボランティアとして、学校の教育活動をサポートする体制を市が支援する制度です。

第5章 取組の推進方法

第1節 進行管理方法

各取組の着実な推進を図るために、P D C Aを1年に1回のサイクルを基本とした進行管理を行い、具体的施策に対する各課の進捗状況の点検と評価は1年に1回実施します。また、取組の進捗状況等を取りまとめた環境白書を2年に1回、公表します。

● 進行管理の進め方の概念 ●



注1 市内の環境に関する情報や大気、水質、騒音の測定結果など、様々なデータがまとめられており、定期的に作成し、公表します。

注2 学識経験者、関係行政機関職員、市民代表で構成されており、環境施策に関する事項を審議します。

注3 市民・市民団体、事業者、市の3者で組織される委員会、市民・市民団体、事業者に対して施策の進捗状況等の報告や意見の交換を行ないます。

第2節 主な施策の指標及び数値目標

施策や事業の進捗状況の見える化を図るため、主な施策の指標及び数値目標を次のとおり定めます。なお、平成35年度までの指標及び数値目標は、社会的状況も勘案し、平成30年度に見直しを行う予定です。

●主な施策の指標及び数値目標●

	長期目標	評価指標	現況 (平成25年4月1日 現在)	中間目標 (平成30年度 末)	目標 (平成35年度 末)
みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち	長期目標1 健やかに安心してく らせるまち	・高度処理型合併処理浄化槽補助件数(累計)	124件	240件	340件
		・都市公園の市民一人当たりの面積(累計)	7.2㎡/人	8.9㎡/人	9.0㎡/人
		・放置自転車等撤去台数(単年度)	1,132台	1,000台	1000台
		・バリアフリー化した歩道整備箇所数(累計)	127箇所	207箇所	287箇所
		・下水道整備率(累計)	83.5%	90.8%	90.8%
	長期目標2 循環型社会の実現向 けた仕組みづくりを実 践するまち	・1人1日当たりごみ排出量(単年度)	875(g/人・日)	809(g/人・日)	809(g/人・日)
		・リサイクル率(単年度)	24.9%	36.6%	36.6%
	長期目標3 次世代に引き継ぐ低炭 素社会の実現に貢献で きるまち	・住宅用省エネルギー設備等設置件数(累計)	169件	900件	1525件
		・小規模雨水利用設備設置件数(累計)	44件	195件	320件
		・市内循環バス「ヨッピー」の利用者数(単年度)	81,988人	82,000人	82,000人
	長期目標4 思いやりの心が育まれ る自然豊かなまち	・認定農業者の認定数(累計)	21件	25件	30件
		・市民農園の利用率(累計)	81%	85%	90%
	長期目標5 みんなで環境づくりに 取り組むまち	・環境家計簿取組報告世帯数(累計)	—	150世帯	300世帯
		・ごみゼロ運動の参加人数(単年度)	6,000人	6,350人	6,700人

第二次四街道市環境基本計画(平成 26 年 3 月)
(発行・編集) 四街道市環境政策課
四街道市鹿渡無番地 電話 043-421-6131